

各少年鑑別所視察委員会の
意見に対する措置等報告一覧表

令和2年度

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌少鑑	R3. 3. 31	在所者に対する対応について、在所者が精神的に不安定な状態にあることも考慮し、誤解が生じないように丁寧な言葉遣いを用いるとともに、職員の指導について、事前にその趣旨や目的を丁寧かつ平易な言葉で説明するよう求める。	職員に対し、在所者それぞれの心情や特性を踏まえて丁寧な指導等を行うよう指導するとともに、特に指導内容の趣旨や目的を事前に説明するよう引き続き努める。
2	札幌少鑑	R3. 3. 31	「生活のしおり」について、熟語が多く、文書量も多いため、在所者が理解しやすいよう、より平易な表現に改めたり、図表やイラストを多数取り入れたりするほか、「生活のしおり」とは別に、必要最低限の情報が記載されたポスターないしチラシを別途作成し、掲示することを求める。	頂いた御意見を踏まえ、令和2年度において、「生活のしおり」の特に重要な項目について見出しページを新設した。 なお、御提案いただいたポスターないしチラシの作成については、別途検討する。
3	札幌少鑑	R3. 3. 31	金曜日の審判後、翌月曜日に少年院へ送致となったことを付添人等が知らされておらず、在所者と面会できなかった事例があったことから、審判後においても夜間や休日の面会を許可するなど、在所者と付添人等が面会する機会を確保するよう最大限配慮することを求める。また、可能な範囲で付添人等と少年鑑別所等との間で情報共有を図るよう求める。	付添人等に対し、夜間や休日の面会の運用等について説明を引き続き丁寧に行い、円滑な運用がなされるように努める。
4	札幌少鑑	R3. 3. 31	新型コロナウイルス感染防止対策を継続しつつも、在所者、付添人等の権利（特に面会、宅下げ、差入れについて）については、必要以上に制限することなく、感染防止対策を実施する以前と同程度の水準を維持するよう求める。	新型コロナウイルス感染防止対策を引き続き確実に実施し、可能な限り、面会等に影響を与えないように努める。
5	旭川少鑑	R3. 2. 15	在所者の入浴について、LGBTである在所者等への配慮として、女子在所者に限らず男子在所者も一律で単独入浴とするよう早急に運用の改善を図られたい。	女子在所者については、同時に在所する人数が少ないことや、浴室がユニットバスであるという構造上、単独で入浴している。 限られた時間内に十分な入浴時間を確保するためには、一律に単独入浴とすることはできないが、男子在所者であるからといって一律に集団で入浴させるわけではなく、個別の事情等を踏まえた上で、判断及び実施している。
6	旭川少鑑	R3. 2. 15	就寝時間の照明について、在所者の就寝の妨げとならないよう、職員の暗視スコープの使用を検討されたい。	照明の光量の減少や遮光措置については、保安上支障を来すため現状の運用を変更するのは困難である。また、職員用の暗視スコープの導入は、通常よりも視野が狭くなるため夜間における在所者の動静視察を困難にするほか、突然の停電等で非常灯が意図せず点灯すれば一瞬にして目がくらむおそれがあること、更に、高価なものであり、予算上の理由からも直ちに実施することはできない。
7	旭川少鑑	R3. 2. 15	就寝時間の照明について、在所者の就寝の妨げとならないよう、在所者へのアイマスクの貸与・自弁購入等を可能とするなど改善を図られたい。	保安上の必要性から就寝中の在所者の心身の動静を確認するため、顔の一部であっても覆うことは適当でなく、現状のままとする。
8	旭川少鑑	R3. 2. 15	在所者の入浴（シャワーのみを含む。）頻度について現行の原則夏季週5回、冬季週3回から増やすよう、また入浴日の間隔について現行の最長中3日間から短縮するよう求める。	現行においても、気候等に配慮し、入浴に加えて夏季においてはシャワー浴を取り入れているところであるが、入浴回数を増やすことは、予算事情を考慮すると困難である。また、入浴は、関係法令の定めに基づき、保健衛生に配慮した上で必要十分な回数を確保している。
9	青森少鑑	R3. 3. 30	視察委員会開催当日に、在所者の面接の意思確認を行う方法について、視察委員会作成の文書で行うことを検討されたい。	頂いた御意見を踏まえて、対応について検討している。
10	仙台少鑑	R3. 3. 29	仙台少年鑑別所において、図書の充実と利用の拡大に関して、次の点について実施を検討していただきたい。 ①図書の充実を図ること。②1回の貸与図書の冊数を増やすこと。③休日（土曜日）も図書交換が可能であることについて、入所後一定期間経過後に重ねて説明するなどし、周知を図ること。	図書については40冊を購入し、内容を充実させた。今後も予算の範囲内で計画的な充実を図っていく。貸出しの方法等については、平日2回在所者自ら図書を手にとって選択させる方法と、土曜日に貸与希望図書をリストから選択させる方法を併用していたが、在所者自ら図書を手にとって選択できる機会を増やすことが望ましいとの観点に加え、貸与希望図書を書棚から探し出す担当職員一人に掛かる負担も小さくないことから、回数自体は減らさず、居室から出て在所者自ら手にとって図書を選択できる機会を増やすために、平日に週3回図書交換日を設けた。また、貸与冊数を週当たり18冊から28冊に増やした。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
11	仙台少鑑	R3. 3. 29	仙台少年鑑別所、盛岡少年鑑別支所及び山形少年鑑別支所において、室温調節の不備等によって在所者に負担が掛かることのないよう、室温・空調の整備について検討いただきたい。	夏季は、扇風機やエアコンを、冬季は、暖房機器やエアコンを稼働させるなどし、特に夏季については在所者に負担が掛からないよう、施設内に設置されたエアコンを有効活用し、収容区域全体の温度調整を図り、居室内の温度調整に配慮している。
12	仙台少鑑	R3. 3. 29	仙台少年鑑別所において、意見・提案箱等に関する周知として次の対応を求める。 ①提案用紙については、「生活のしおり」に用紙を複数枚入れるなど、居室にも備え付けていただきたい。②意見・提案箱の存在等について、入所後一定期間経過した時点においても改めて説明する機会を設けるなどの周知を図っていただきたい。	提案用紙は、「生活のしおり」に複数枚入れることとした。意見・提案箱の周知については、入所から10日前後経過後に、施設の運営に係る意見・提案を受け付けている旨を、改めて説明することとしたほか、意見・提案箱の存在を認識しやすいよう、設置箇所に「提案箱 鑑別所の運営に関する意見・提案をください」などという標示を行った。
13	仙台少鑑	R3. 3. 29	盛岡少年鑑別支所において、意見・提案箱等に関する周知として次の対応を求める。 ①提案用紙については、「生活のしおり」に用紙を複数枚入れるなど、居室にも備え付けていただきたい。②意見・提案箱の存在等について、入所後一定期間経過した時点においても改めて説明する機会を設けるなどの周知を図っていただきたい。	提案用紙は、「生活のしおり」に複数枚入れることとした。意見・提案箱の周知については、入所から10日前後経過後に、施設の運営に係る意見・提案を受け付けている旨を、改めて説明することとしたほか、意見・提案箱の存在を認識しやすいよう、設置箇所に「提案箱 鑑別所の運営に関する意見・提案をください」などという標示を行った。
14	仙台少鑑	R3. 3. 29	山形少年鑑別支所において、意見・提案箱等に関する周知として次の対応を求める。 ①提案用紙については、「生活のしおり」に用紙を複数枚入れるなど、居室にも備え付けていただきたい。②意見・提案箱の存在等について、入所後一定期間経過した時点においても改めて説明する機会を設けるなどの周知を図っていただきたい。	提案用紙は、「生活のしおり」に複数枚入れることとした。意見・提案箱の周知については、入所から10日前後経過後に、施設の運営に係る意見・提案を受け付けている旨を、改めて説明することとしたほか、意見・提案箱の存在を認識しやすいよう、設置箇所に「提案箱 鑑別所の運営に関する意見・提案をください」などという標示を行った。
15	仙台少鑑	R3. 3. 29	仙台少年鑑別所、盛岡少年鑑別支所及び山形少年鑑別支所の3施設合同で視察委員会を開催する必要があることから、テレビ会議システム等の使用ではなく、可能な限り各委員が顔を合わせる形での開催が可能となるよう予算措置を講じるなどの対応をお願いしたい。	一部がテレビ会議システムでの開催となった理由は予算上の問題ではなく、委員の都合によるものであり、対面開催に必要な予算は確保されている。御要望について上級官庁に伝達するとともに、引き続き開催に必要な予算措置の確保に努めてまいりたい。
16	秋田少鑑	R3. 3. 24	就寝時において完全に消灯することは困難かもしれないが、できる限り照明の明るさは減じるべきである。また、希望する在所者にアイマスクを貸与することが望ましい。	照明の光量の減少や遮光措置については、夜間における在所者の動静視察等保安上の支障を来すため、現状の運用を変更することは困難である。 また、アイマスクは、訓令において在所者への給貸与品あるいは自弁を許す物品として規定されていない上、就寝中の在所者の心身の状態の確認において、顔の一部であっても覆うことは適当ではないことから、現状の運用を変更することは困難である。
17	秋田少鑑	R3. 3. 24	当地域は夏季には35度位まで気温が上がることもあり、居室内に冷房設備を完備することが望まれる。また、就寝時において一定の温度まで気温が下がらない場合には、共有スペースに設置されている冷房設備を稼働させるべきである。	冷房設備を全居室に設置することは、予算上の制約もあり直ちに実施することは困難であるが、頂いた御意見については上級官庁に報告するとともに、当所の予算事情等において可能な範囲で、引き続き暑さ対策の充実を図りたい。
18	秋田少鑑	R3. 3. 24	朝食の菓子パンのメニューが増加したのは嬉しいが、おにぎりやサンドイッチなども含めて選択できるようにしていただきたい。また、従前どおり、秋田刑務所で調理した食事を給与することが望ましいので再考されたい。	共同炊さんの実施は食事の輸送に係るコストや輸送を担当する職員の配置上困難である。また、食事の選択についても困難であるが、引き続き、在所者の食事の充実に向けて、納入業者との調整を図っていききたい。
19	秋田少鑑	R3. 3. 24	心情安定のため、自由時間に自弁のCDラジカセで音楽鑑賞させることについて検討されたい。	CDラジカセは、訓令において在所者への給貸与品あるいは自弁を許す物品として規定されておらず、当所のみでの対応は困難である。 なお、頂いた御意見については上級官庁に伝達する。
20	秋田少鑑	R3. 3. 24	面会申出者に発熱（37.5度以上）があった場合、それを理由に必要以上に面会を制限しないよう配慮していただきたい。	当所において、面会申出者に発熱があったことを理由に面会を制限した事例はないが、引き続き、在所者及び職員への新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底を図りつつ、適切に面会を実施していききたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
21	福島少鑑	R3. 3. 30	令和元年度にレクリエーション室にエアコンを増設したとの報告を受けたが、居室への冷気の取り込みが十分であるか心配される。引き続き、扇風機の併用、頻回な飲料配布等の工夫を求める。	夏季は扇風機及びレクリエーション室設置のエアコン稼働させ、居室内の温度調節を行うとともに、スポーツドリンクを給与するなど、必要な熱中症予防対策を講じているところであるが、今後も在所者の健康管理を適切に行い、熱中症の予防に努める。
22	福島少鑑	R3. 3. 30	意見・提案箱の運用に問題は見当たらないが、意見・提案箱について、見たことがなく、説明を受けたかも覚えていないと述べた在所者がいた。入所時には緊張のため、理解できなかったと推察されることから、入所後、生活が安定したら、再度、意見・提案箱について説明し、周知することを求める。	入所時オリエンテーション時の説明、「生活のしおり」への記載により、意見・提案箱の周知を図っているところであるが、今後は、更に在所者が理解しやすいよう、入所後一定期間経過後に再度説明する機会を設けることとする。
23	福島少鑑	R3. 3. 30	夕食の配膳時間が午後5時であり、朝食までの時間が長すぎるので、更なる工夫を求める。	夕食の配膳時間は、職員の勤務時間や日課の円滑な運営、さらに調理を福島刑務所に依頼していることなどを踏まえて設定されているものである。また、食事を調理してから給与するまでの時間が長いと、食品の衛生管理上の問題が生じるおそれもあり、現在の配膳時間を変更することは困難である。
24	福島少鑑	R3. 3. 30	毎朝、ポットにお茶を入れて給与しているが、飲み切ってしまう、足りなくなると述べた在所者がいた。飲料の給与は熱中症対策にもつながることから、適宜声掛けして補充することを求める。	お茶については、ポット回収時に残量を確認しており、不足するような場合には、在所者に声掛けし、給与するなど配慮している。
25	福島少鑑	R3. 3. 30	バスケットボールは単独でもできるので、在所者の運動に適している。自立式のバスケットゴールは比較的安価に購入できると考えられるので、設置場所に配慮し、設置することを求める。	所内に適切な設置場所がなく、また保安上の理由から、バスケットゴールを設置することは困難であるが、運動種目については拡大することを検討する。
26	福島少鑑	R3. 3. 30	休日が連続する場合には、入浴日を変更する等して、在所者が居室から出られない状態が継続しないように対応しているとのことであるが、5月の連休期間や年末年始のように休日が連続する場合に十分に対応できるか危惧されるため、必要な対応を求める。	長期の連休期間には、入浴日を変更したり、レクリエーション室での運動を実施できる機会を設けたりするなどして対応している。
27	福島少鑑	R3. 3. 30	在所者の収容状況から、地域援助業務の重要性が増してくると推測されるところ、積極的に当該業務を周知し、関係機関と連携することを要望する。	今後とも、各種協議会等の機会を活用して、地域援助業務について広報するとともに、関係機関との連携に努める。
28	宇都宮少鑑	R3. 2. 22	全居室への暖房設備の設置及び稼働を希望する。	予算の都合等、当所限りでは対応が困難な事情があるため、上級官庁へ働き掛けていきたい。
29	前橋少鑑	R3. 3. 23	在所者の居室及び共用部分にエアコンを設置することを求める。	予算の都合等、当所限りでは対応が困難な事情があるため、上級官庁へ働き掛けていきたい。
30	前橋少鑑	R3. 3. 23	在所者が意見・提案書を提出する上での物理的・心理的障壁を取り除くために、意見・提案箱の運用を改善し、意見・提案書の投かんが増えるよう努めることを求める。	在所者全員に配布している「生活のしおり」の中に意見・提案書1部を編てつした上、入所時オリエンテーション時に、意見・提案がなくとも同書を投かんすることは問題なく、投かんを検討するよう強制にわたらない範囲で職員から声掛けを行っている。意見・提案箱の増設については検討したい。
31	前橋少鑑	R3. 3. 23	在所者の処遇環境改善の観点から、在所者の人員等を指標とする安易な職員の人員削減がなされることのないよう求める。	職員数については、当所限りで対応することは困難であるため、頂いた御意見については上級官庁に伝達したい。
32	さいたま少鑑	R3. 3. 4	新型コロナウイルス感染防止のため、今後も、最新の医学的知見を踏まえた十分な対策を講じるよう要望する。特に、新型コロナウイルス感染防止対策を理由に、家族等との面会が不当に制限されることがないよう要望する。	感染防止対策の一環として、家族等との面会については、床から天井を遮蔽板で仕切った面会室で実施すること以外は、これまでと同様に面会が実施できるようにしている。また、面会の申出が重なった場合であっても、法令で規定された面会時間を確保している。
33	さいたま少鑑	R3. 3. 4	在所者の生活環境の改善について、積極的に検討されたい。特に、就寝時間帯の照明の明るさについては具体的な対応を検討されたい。	就寝時間帯の照明の明るさについては、保安上の必要性や在所者の健康状態を把握する必要性から、職員が巡回して在所者の様子を確認するために、一定程度の明るさを確保する必要があるため、現状のままとする。
34	さいたま少鑑	R3. 3. 4	在所者が、意見・提案箱を積極的に利用するよう促すための具体的な方策を、更に講じるよう要望する。	入所時に、意見・提案書1部を他の課題等とともに交付しているほか、週2回、午後の休憩時に寮内放送によって視察委員会や意見・提案書に関する周知を行っている。また、「生活のしおり」に意見・提案箱の写真を掲載する予定である。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内容	内容（講じなかった場合はその理由）
35	さいたま少鑑	R3. 3. 4	視察委員と在所者との面接が充実したものとなるように、在所者に対して、事前に視察委員会の役割や面接の趣旨を十分に周知し、在所者が積極的に、安心して視察委員との面接に応じられる方を講じるよう要望する。	入所時に視察委員会の役割や面接の趣旨について周知しており、「生活のしおり」にも同様の説明を記載している。また、週2回、寮内放送によって視察委員会に関する周知を行っており、視察委員会開催日の前日及び当日には、視察委員による面接について、同様に寮内放送で周知を図っている。
36	千葉少鑑	R2. 7. 28	夜間、居室内から時計が見つらいという意見があったため、見やすくなるよう配慮されたい。	時計は各寮廊下壁面に設置（男子寮6か所、女子寮4か所）しており、各居室から確認できる状態である。就寝時間帯以降は減灯するため、見づらくなるが、保安上の問題が生じることを未然に防ぐため、現状のままとする。
37	千葉少鑑	R2. 9. 15	夕食の時間が早すぎると思われるため、もう少し遅らせるよう求める。	厚生労働省が発出している「大量調理施設衛生管理マニュアル」において、調理終了後から2時間以内に食事を給与することとされており、夕食時間を遅らせることは食事を調理してから給与するまでの時間が長くなり、食品衛生上の問題が生じるおそれがあるほか、職員配置等の事情を踏まえると調理時間を遅らせることは困難であることから、現状のままとする。
38	千葉少鑑	R3. 3. 1	施設のみではおよそ解決が不可能な事項（①居室内へのエアコン設置、電気容量の確保及び運用に係る経費、毎日の入浴及びシャワー浴のための予算措置、②常識的な時間での夕食開始となるための措置、③共同炊さん庁に感染症が出るなどし、炊場が停止した際の食事の質の向上）について、法務省本省に対応措置を求めたい。	頂いた御意見を踏まえて、各種調書や会通を通じて上級官庁に対し、処遇環境の向上に資する必要な要求を行っていきたい。
39	千葉少鑑	R3. 3. 1	退所時アンケートの中で、少年鑑別所での生活のルールについて、「生活のしおり」に記載されている内容と職員の指導内容に差異があることや、職員によって指導内容に差異があること等の記載が認められたため、必要に応じて見直しや研修の実施を検討されたい。	少年鑑別所法第28条に規定される生活態度に関する助言及び指導について、庁内会議や研修などを通じて、指導内容に差異が生じないように、統一的な処遇の在り方についての検討を随時行っていく。
40	東京少鑑	R3. 3. 22	新型コロナウイルス感染症への対応について、来訪者に対して、受付の掲示等により安心感を与える工夫を更に実施されたい。	新型コロナウイルス感染症への対応として、受付に同感染症感染拡大防止のための協力を依頼する書面を掲示しているほか、消毒液を複数箇所を設置するなどしている。
41	東京少鑑	R3. 3. 22	新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、保護者との面会では、在所者と保護者の間の距離を広く開けているが、貴重な面会の機会であるので、臨機に対応を変えていただきたい。	面会時における保護者と在所者との距離については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて検討する。
42	東京少鑑	R3. 3. 22	新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、飲料の差入れが継続的に禁止となっているが、在所者の楽しみであるので、適切に対応されたい。	面会時の飲料の差入れについては、飛まつ感染防止等の観点から、感染が拡大している状況においては実施は困難である。 なお、在所者が領置金から好飲料を購入し、居室において摂取することは、現状においても可能である。
43	東京少鑑	R3. 3. 22	入所時及び在所中の身体検査に当たっては、在所者の人権や心情等への十分な配慮の下、人間としての尊厳を考慮し、必要最低限の制約に限るという姿勢を堅持することを希望する。	身体検査に当たっては、在所者の人権、心情等に配慮して実施しているところであり、引き続き徹底していく。
44	東京少鑑	R3. 3. 22	在所者に対して視察委員会及び意見・提案箱の存在を周知し、意見・提案箱への投かんを容易にするため、具体的に情報提供を行うことを検討されたい。	入所時オリエンテーションにおける説明、ポスター掲示等による周知を引き続き行うとともに、他の周知方法についても検討を行う。
45	東京少鑑	R3. 3. 22	意見・提案箱について、在所者が投かんしやすい場所及び方法を検討されたい。	在所者がより投かんしやすくなるよう、意見・提案箱の設置場所を増やすことなどについて検討する。
46	東京少鑑	R3. 3. 22	意見・提案箱への投かんに対するフィードバックについて、過去の視察委員会の取組などを紹介する「便り」を作成することなどを検討されたい。	現在、投かんの件数及び視察委員会が対処した月日を掲示しているところであるが、適切なフィードバックについて更に検討していく。
47	東京少鑑	R3. 3. 22	夏の暑さに対する対策について、廊下へのスポットクーラーの設置等が行われているところではあるが、根本的な対処の必要があり、工夫されたい。	冷房設備については、平成30年度に各寮の廊下にスポットエアコンを導入した。今後も、予算事情を踏まえ、暑さ対策を検討していく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
48	東京少鑑	R3. 3. 22	冬季の寒さ対策について、男子在所者の1階の居室は10度を下回る室温になる日があることから、問題意識を持続して対応を検討されたい。	暖房設備については、スポットエアコンのほか、灯油式ファンヒーターを各寮の廊下に設置しており、令和2年度には使い捨てカイロを使用させた。今後も予算事情を踏まえ、寒さ対策を検討していく。
49	東京少鑑	R3. 3. 22	夏季は週3回、冬季は週2回の入浴を行っているところ、社会一般の水準に照らしても少ないため、入浴・シャワーの利用回数を増やすことについて検討されたい。	予算の問題等、当所限りでは対応が困難な事情もあるが、今後も上級官庁へ働き掛けていきたい。
50	東京少鑑	R3. 3. 22	温食給与について検討されたい。	食中毒防止の観点から、業者において、副食は冷却処理をしているため、従来どおり、温食給与は主食のみとする。電子レンジで配膳直前に温めることについては、業者側の耐熱容器、当所における加熱・保温機器等の設備の導入及び配置人員の確保の観点から対応は困難である。
51	東京少鑑	R3. 3. 22	食事の量が多いという在所者に対して、残すことは差し支えないと周知する方法について検討されたい。	毎朝食時、室内放送により、食べ切れない場合は残してもよい旨を伝達している。
52	東京少鑑	R3. 3. 22	在所者の食事の量について、在所者本人の希望により給与量を増減できないか検討されたい。	食事の量については、関係訓令等により給与熱量及び標準栄養量が定められており、在所者本人の希望による増減は困難である。
53	東京少鑑	R3. 3. 22	異物混入について、対処方法は示されたが、それを徹底されたい。	令和2年度には異物混入の申出が1件あったため、原因を調査し、給食業者への注意喚起を行った。同年度には2回、担当者が給食業者の調理工場を視察しており、今後も給食に係る衛生管理に万全を期することとした。
54	東京少鑑	R3. 3. 22	少年鑑別所での生活ルールについて、職員の指導と「生活のしおり」の不一致や、職員により指導内容が異ならないよう、随時確認されたい。	職員の指導と「生活のしおり」の不一致や職員により指導内容に差が生じないように、職員研修等を行うことを検討する。
55	東京少鑑	R3. 3. 22	少年鑑別所での生活ルールについて、視覚情報や聴覚情報の記憶や処理が不得手であるといった特性を有する在所者に対応するため、「生活のしおり」に限定せず、放送や視覚情報を活用して周知する工夫を検討されたい。	生活ルールについては、口頭及び書面で説明を行っているところであるが、在所者の特性に配慮し、伝達手段の多様化を検討する。
56	東京少鑑	R3. 3. 22	日本語を十分に解さない外国人在所者との意思疎通を図るため、スマートフォンの翻訳アプリケーションの活用などを検討されたい。	令和2年度から、61言語に対応した翻訳機を1台導入しており、今後も必要に応じて、予算事情を踏まえつつ、台数の増加等を検討していく。
57	東京少鑑	R3. 3. 22	屋根のコイル状の有刺鉄線は、施設通行中に視界に入りやすく、威圧感、隔離感を強く抱かせるものであるため、別の形状の設備にすることを強く求める。	有刺鉄線は、収容の確保を目的として、種々の検討を重ねて設置したものであるが、威圧感、隔離感が大きいといった短所も認められるため、代替可能な設備について、引き続き検討する。
58	東京少鑑	R3. 3. 22	冷暖房など施設内の設備の維持や改修等、必要な環境整備に要する費用を提示するなど実現に向けた努力を継続されたい。	現在も、必要な環境整備に要する費用を上級官庁に提示するなどしており、今後も継続していく。
59	東京少鑑	R3. 3. 22	面会の時間は非常に貴重なものとして確保し、やむを得ず短縮せざるを得ない場合でも、保護者の面会にかかる思いに十分配慮し、必要な説明を行うことを希望する。	保護者等との面会については、受付時間の終了が迫る時間帯に多数の面会申出が重なるなどした場合に、やむを得ず10分間を下回らない範囲で面会時間を短縮することがある。その場合には、事情を丁寧に説明し、理解を得るよう努めている。
60	東京少鑑	R3. 3. 22	令和元年度、保護者に送付される通知に、あらかじめ差入れ可能物品の説明を同封するなどの配慮をすることについて検討を依頼したところであるが、その結果を説明されたい。	在所者が入所した際、保護者宛てに郵送する通知文に、差入れ可能な物品の一覧を同封することを、現在検討中である。
61	東京西少鑑	R3. 3. 8	アクリル板越しに行われる面会の際に通声孔を塞いでいることで、互いの声が聞き取りにくいいため、マイクやスピーカーを設置されたい。	新型コロナウイルス感染症感染防止対策として通声孔を塞いだが、互いの会話が聞き取りにくくなったため、令和3年3月18日、面会室にマイク付きスピーカーを設置した。
62	東京西少鑑	R3. 3. 8	夜間の巡回の際の足音や物音をできる限り減らし、夜間の静寂を保つよう職員に周知されたい。	職員の巡回時に足音を出しづらくするため、令和2年度、足袋を整備した。今後も、できる限り夜間の静寂を保つよう職員への周知を図る。
63	東京西少鑑	R3. 3. 8	図書について、引き続き在所者のニーズの調査も含め、蔵書の種類や数の充実を図られたい。	今後も在所者のニーズを踏まえた書籍の整備を行うため、整備前には入所者へのアンケートを実施する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
64	東京西少鑑	R3. 3. 8	在所者への対応姿勢について、今後も信頼できる大人との出会いの機会となるよう、引き続き丁寧な対応を努力されたい。	今後も在所者への対応については、丁寧な対応をするよう職員へ指導する。
65	横浜少鑑	R3. 3. 12	働き方が多様化する中、保護者面会は在所者の健全育成にとって重要なことであるから、土日面会、電話面会及びリモート面会について検討するよう強く要請する。	職員配置上、休日に面会を実施することは困難である。また、現行法令では、電話等による通信は、在院中在所者に限られており、他の在所者が実施することは困難である。
66	横浜少鑑	R3. 3. 12	季節を問わず、毎日入浴又はシャワー浴を実施するよう要請する。	入浴回数を増やすことは、予算面及び職員配置の面から当所限りでは対応が困難である。入浴及びシャワー浴の回数については、法令に基づき、夏季においてはシャワー浴を取り入れるなど保健衛生に配慮して実施しているところ、頂いた御意見については、上級官庁に伝達することとしたい。
67	横浜少鑑	R3. 3. 12	生理中の女子在所者について、毎日入浴又はシャワー浴を早急に実施するよう要請する。	生理中の女子在所者については、入浴日以外の日（休庁日は除く。）に衛生シートを支給するなど、柔軟に対応したい。
68	横浜少鑑	R3. 3. 12	毎日入浴又はシャワー浴を実施するまでの間は、少なくとも各在所者に身拭の方法を指導するよう要請する。	夏季においては熱中症対策も踏まえて室内運動終了後、午後及び就寝前に、身拭の方法（タオルを水で濡らして固く絞った後、身体を拭くこと。）を具体的に説明し、許可する放送を行うほか、その他発汗が著しい場合は夏季に限らず同様に許可するなど、柔軟に実施することとしたい。
69	横浜少鑑	R3. 3. 12	新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、少なくともマスクは1日1枚を支給でき、外したマスクをしまう入れ物も準備できるような予算措置を講じることを要請する。	新型コロナウイルス感染症拡大当初と比較し、マスクの価格が安定してきたことから、在所者一人当たり1日1枚の支給とし、引き続き在所者の感染予防に万全を期することとする。マスクをしまう入れ物に関しては、その材質、形状、適正かつ衛生的な使用の可否等について検討の上、判断する。
70	横浜少鑑	R3. 3. 12	今後も在所者の能力や状況を見ながら、在所者の心情安定に資するよう要所での説明や声掛けをしていただくよう要請する。	従前から、担当の法務技官（心理）や担当の法務教官以外の職員も、個々の在所者の特性に応じ、助言・指導をこまめに行っており、引き続き、在所者の心情安定に資するよう努める。
71	新潟少鑑	R3. 3. 15	通常は着衣により隠れている身体を他者に見られない自由は、プライバシー権等の基本的人権として保障されているものであることから、在所者の入浴時には、浴室と脱衣場の間の扉を閉めて入浴させるべきである。	在所者の動静視察に支障がない限りにおいて、扉を閉めるなど、プライバシーが保たれるよう配慮する。
72	新潟少鑑	R3. 3. 15	脱衣場と廊下はアコーディオンカーテンで仕切られているところ、廊下からの冷気が脱衣場を通じて浴室内に進入してくることから、脱衣場と廊下の間に扉を設け、入浴中は扉を閉めるべきである。	同所に設置されているアコーディオンカーテンの改修等、廊下から脱衣場に流れ込む冷気への対策を検討する。
73	甲府少鑑	R2. 7. 2	在所者が意見・提案箱の存在について理解が不十分であるとの印象を受けるため、意見・提案箱の趣旨と利用方法について、一層の周知を図られたい。	意見・提案箱の一層の周知を図るため、在所者が提案しやすいよう、新たに意見・提案箱の趣旨や利用方法などについて記載した用紙を作成し、生活のしおりに編みつけた。
74	甲府少鑑	R2. 11. 13	新型コロナウイルス感染症対策のため、面会室が仕切られたことで、面会時の声が聞き取りづらいため、改善されたい。	音声を聞き取りやすくするため、仕切り板越しに会話をするためのマイクを面会室に整備し、改善を図った。
75	甲府少鑑	R3. 3. 31	新型コロナウイルス感染症について、予防・対策に努めるとともに、感染者発生時には感染拡大防止と在所者・職員等の安全を確保しつつ、施設の機能を維持するための適切な事後対応を執ることができるよう備えられたい。	法務省の指針に基づき、施設の実情に合わせた対策により感染拡大防止を図るとともに、感染者発生時の業務継続を含めた対応策を策定し、必要に応じて更新しているところ、今後も国内における感染の動向や社会情勢に応じた対応の継続に努めていきたい。
76	甲府少鑑	R3. 3. 31	夏季の暑さ対策のため、男子寮において、エアコンを（少なくとも、居室に接する廊下に1台）増設されたい。	エアコンの更なる増設については、予算事情や設備面の実情などを勘案し、引き続き検討したい。また、既設のエアコンによる冷房効果を向上させるための措置についても、併せて検討したい。
77	甲府少鑑	R3. 3. 31	災害時の備えとして「非常事態発生時の対応マニュアル」を作成して見直し、運用がなされているところ、今後も引き続き見直しを図るなど災害対策に努められたい。	「非常事態発生時の対応マニュアル」は令和2年度中に見直しと改訂を行ったところ、今後も地方公共団体から提供される情報等を参考としつつ、必要に応じて見直しを図りたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
78	甲府少鑑	R3. 3. 31	地域援助業務について、学校現場においては少年鑑別所の機能について十分周知されていない傾向が見受けられる。学校を始めとした関係機関への周知を十分に図り、出前授業等を適切に実施されたい。	地域援助業務については、見学や講演の機会を通じてその広報に努めているところ、今後も広報の方法を工夫しつつ、地域援助業務の周知と拡大に努めていきたい。
79	長野少鑑	R3. 3. 30	居室内が乾燥していると述べる在所者がおり、感染症対策にも有効であることから、湿度計を設置するなど、客観的な指標の下で対応を検討されたい。	湿度計の整備を予定しており、その後、客観的な指標の下に対応を検討していきたい。
80	長野少鑑	R3. 3. 30	夏季の猛暑対応について、対策が積み重ねられていることは評価するが、万全とは言い難く、抜本的な改善策として在所者の居室に固定式冷房機器を設置するよう検討されたい。	在所者の居室への固定式冷房機器の設置については、予算事情等を総合的に勘案しつつ検討していきたい。
81	長野少鑑	R3. 3. 30	令和2年度末に発生した職員の逮捕事案を受けて、在所者、あるいは今後收容される少年が、鑑別や観護処遇に反発するなど、施設の適切な運営に重大な支障を及ぼしかねないので、再発防止に万全を期されたい。	職員研修において、公務員としての自覚を深く認識すること、また、勤務時間外であっても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることについて指導した。
82	静岡少鑑	R3. 3. 30	在所者の健康上の観点から、全居室への冷暖房設備の設置及び稼働を要望する。	冷暖房設備の設置については、予算事情等により、直ちに実施することは困難であるが、頂いた御要望については上級官庁に伝達したい。
83	静岡少鑑	R3. 3. 30	就寝時の照明により、睡眠を妨げられていると述べる在所者が複数いたことから、上級官庁に対しアイマスクの貸与等について要望するなど、在所者の睡眠を確保するための対応・工夫を検討することを要望する。	アイマスクは就寝中の在所者の動静の確認において、顔の一部であっても覆うことは適当ではない上、訓令において在所者への給貸与品あるいは自弁を許す物品として規定されておらず、当所のみでの対応は困難である。頂いた御意見については上級官庁に報告する。
84	静岡少鑑	R3. 3. 30	在所者の朝食が菓子パンであることは、栄養面から適切でないと思われるため、見直しを検討されたい。 また、冬季には温食の提供を検討されたい。	朝食の給与、少数の給与等、厳しい条件を満たす給食の入札に参加する業者の確保に苦慮しているところ、唯一の応札業者から、人件費、勤務条件、設備及び衛生管理上の理由により、朝食献立の変更及び温かい汁物などの給与を追加することが困難との回答を得ているため、直ちに変更することは難しい。
85	静岡少鑑	R3. 3. 30	令和2年度においては、意見・提案箱への投かんが増加した一方で、面接において意見・提案箱の存在を知らないと述べた在所者もいた。 引き続き周知し、より多くの意見・提案がなされるよう協力されたい。	過去にも同様の御意見を頂いたことから、現在は入所時説明、「生活のしおり」への掲載、ポスター提示、館内アナウンス等にて既に実施しているところ、引き続き、周知のための措置を講じていく。
86	静岡少鑑	R3. 3. 30	外部交通権の保障のため、今後も特段の制限なく面会が行われるよう努められたい。	外部交通権の保障のため、今後も、権利面会について、制限なく面会が行われるよう努め、裁量面会についても、適切に可否を判断するよう努めたい。
87	静岡少鑑	R3. 3. 30	視察委員会の開催を年6回とするための適切な予算措置を講じるよう、上級官庁に進言されたい。	視察委員会の開催に必要な予算の増額措置については、頂いた御要望について、上級官庁に報告したい。
88	金沢少鑑	R3. 3. 25	単独室のエアコン設置について、上級官庁と協議することも含めて、積極的な対応を求め。	単独室におけるエアコンの増設は、予算事情を踏まえながら検討していきたい。また、頂いた御意見については上級官庁に伝達する。
89	金沢少鑑	R3. 3. 25	暑さ対策について、引き続き、工夫を凝らして対応するとともに、これまで同様に、在所者の体調確認を励行されたい。	暑さ対策として、冷茶・スポーツ飲料給与、冷却剤・冷感敷きパッド貸与、冷却スプレー・扇風機使用等実施してきたが、引き続き、暑さ対策・在所者の体調確認に工夫を凝らして取り組むこととする。
90	金沢少鑑	R3. 3. 25	エアコンが設置された居室の積極的な利用を検討されたい。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、例えば在所者による当該居室の利用が重ならないよう工夫されたい。	新型コロナウイルス感染症の接触感染リスク対策を講じた上で、限られた数しかないエアコンが設置された居室を運用することは容易ではないが、頂いた御意見を受け、同居室の使用要領の工夫に努めたい。
91	金沢少鑑	R3. 3. 25	在所者に対する職員の指導・説明について、職員間でそごが生じないようにされたい。	在所者に正確な情報を伝えることができるよう、引き続き、朝礼、ミーティング等を通じて職員間の情報共有や指導方針のすり合わせに取り組む。
92	金沢少鑑	R3. 3. 25	食物アレルギーは、在所者及び親族の申告に基づき判断する実情にあるようだが、金沢少年鑑別所において検査を実施することも検討されたい。	食物アレルギー検査は、在所者及び親族の申告を参考に医師の指示に基づき実施している。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
93	金沢少鑑	R3. 3. 25	職員の就労条件を悪化させずに、在所者の入浴を（休日も含め）増やすよう、上級官庁とも協議の上、対応されたい。	入浴回数を増やすことは、予算面及び職員の配置の面から、対応することは困難である。入浴は、法令に基づき保健衛生に配慮し、必要な回数を確認して実施しているが、頂いた御意見については、上級官庁に伝達する。
94	金沢少鑑	R3. 3. 25	上級官庁とも協議の上、女性職員の補充に取り組まれたい。	当所では、既に2名の女性職員が配置され、女子在所者の処遇に従事しているほか、女子在所者の観護処遇に支障を来さないよう、必要に応じて他施設から女性職員の応援を得る体制を構築している。更なる女性職員の補充については、当所のみでの対応は困難であるため、頂いた御意見については上級官庁に伝達する。
95	金沢少鑑	R3. 3. 25	時勢に応じた図書の充実を図られたい。予算上の制約があるならば、図書館から借り入れるなどされたい。	当所では、既に近隣図書館の御理解の下、相当数の図書を定期的に借り受け、在所者の閲読に供する運用を行っているが、引き続き、予算の範囲内において、時勢に応じた図書選定に努め、充実を図りたい。
96	金沢少鑑	R3. 3. 25	在所者に、既に付添人・弁護人が選任されており、当該在所者が付添人・弁護人との面会・接見を希望した場合は、その意思を取り次いでいただきたい。かかる取次ぎの実現に向け、積極的に上級官庁と協議されたい。	少年鑑別所において、御意見頂いたような取次ぎは実施しておらず、在所者本人に手紙等で連絡するように助言しており、所持金がない場合についても手立てを講じている。なお、頂いた御意見については上級官庁に伝達する。
97	福井少鑑	R3. 3. 22	福井少年鑑別所の分所化が予定されているところ、視察委員会については、従来どおり、福井少年鑑別支所に設置されることを要望する。	当所限りで対応することは困難であるため、頂いた御意見については上級官庁へ伝達する。
98	福井少鑑	R3. 3. 22	現在実施されている入所時の全裸での身体検査について、在所者の羞恥心を抱かせないように配慮した方法に改められたい。	身体検査の際には検査職員を1名とし、カーテンを使用して他の職員から検査の様子が見えないよう、在所者に羞恥心を抱かせないように配慮して実施しているところであるが、下着については、陰部を検査するまではできる限り着衣した状態でいき、全裸となる時間が短くなるよう配慮する。
99	岐阜少鑑	R3. 3. 24	在所者の居室に関し、エアコンを設置するなど施設の抜本的な改修が必要である。	居室のエアコン設置工事については、上級官庁に予算措置を要望しているところである。
100	岐阜少鑑	R3. 3. 24	熱中症対策として夜間に配布される冷却剤について、職員から積極的に交換すべきである。	在所者には夜間であっても遠慮せず交換を申し出るよう指導しており、実際、申出があれば交換を行っている。
101	岐阜少鑑	R3. 3. 24	男子在所者が浴室を使用する際は、女子在所者と同様に浴室と廊下を隔てる扉は閉めるべきである。	男子在所者が複数名入所している場合は、入浴場と居室の両方を視察する必要があるため、扉を完全に閉め切ることができない。男女共に他の在所者等からの視線を遮るために浴室前にカーテンを設置する予定である。
102	岐阜少鑑	R3. 3. 24	職員に対し、少年鑑別所法第1条に規定された目的を徹底するため、在所者に対する対応について改めて指導すべきである。	在所者に対する言動については、これまでも注意喚起してきたが、職員研修等によって改めて適切に対応するよう周知徹底した。
103	岐阜少鑑	R3. 3. 24	在所者が借りた図書を読み切ってしまった場合、その都度貸出しを実施するべきである。	これまで図書交換は週3回実施していたが、休日を除く毎日実施することにした。
104	岐阜少鑑	R3. 3. 24	図書の選定をする際、在所者の意見を取り入れることも検討されたい。	備付図書を選定する際は、退所時のアンケートの図書の項目を参考にしたい。
105	岐阜少鑑	R3. 3. 24	物品制限がされている要注意指定の在所者であっても、安全な筆記用具を貸し出すなどして意見・提案書を視察委員会に提出できる体制を早急に整えるべきである。	自殺・自傷等の要注意指定者で物品制限をされていても、その時々状況を考慮し、適切に対処する。
106	岐阜少鑑	R3. 3. 24	在所者の居室にある報知器の動作確認及び作動不良時の修理を確実に実施すべきである。	毎日点検を実施しており、作動不良等があれば修理している。
107	岐阜少鑑	R3. 3. 24	意見・提案書について、所定の書式のみでなく、在所者の使いやすい自由な書式を認めるよう求める。	意見・提案書の様式は、通達をもって定められている。ただし、同通達において、在所者が私物の便箋の使用を申し出たときは、その使用を認めている。
108	岐阜少鑑	R3. 3. 24	在所者は居室から出る際、所持品検査をされることであるが、視察委員会に対する意見・提案書について、投書したか否かも含め秘密に投かんできるよう工夫することを求める。	在所者が居室を出入りする際所持品検査については保安上省略できない。なお、在所者が意見・提案書を携行している場合は、記載内容について見ないよう周知しているが、今回改めて注意喚起した。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
109	岐阜少鑑	R3. 3. 24	広く意見を集めるため、在所者の関係者も気軽に意見を投かんでくれるよう、待合室に意見・提案箱を設置することを求める。	意見・提案箱は、在所者が視察委員会へ意見・提案書を提出するためのものである。一方、在所者以外の方からの施設運営に資するための意見聴取については、施設が必要に応じて実施すべき事項であると考えており、在所者以外の者から視察委員会に宛てた意見・提案箱を設置する予定はない。
110	名古屋少鑑	R3. 3. 16	冬季及び夏季いずれについても入浴回数を増やし、夏季については、入浴できない日にはシャワー浴の時間を設けるよう引き続き検討いただきたい。	在所者の入浴は、季節に応じて回数を調整し、夏季においては運動後にシャワー浴をさせるなど、保健衛生にも配慮して実施している。その上で、冬季及び夏季において入浴回数を増やすことや、夏季において入浴日以外にシャワー浴を実施することについては、予算の都合上困難であるため、夏季における就寝前の清拭を積極的に勧めるとともに、予算上の措置に関して上級官庁に意見具申を行っていく。
111	名古屋少鑑	R3. 3. 16	入浴時間を現在の20分から5分でも増やすよう引き続き検討いただきたい。	入浴時間に関しては、気候や日課の内容のほか、予算上の制約や職員配置等の事情を考慮して設定しているため、入浴時間の延長の可否については、これらの事情も考慮した上で慎重に検討していく。
112	名古屋少鑑	R3. 3. 16	リンスインシャンプーではなく、シャンプーとリンスそれぞれ分かれているものを使用させることを検討いただきたい。	在所者の入浴時間が限られているため、効率良く洗髪する観点から官給品については、リンスインシャンプーを採用している。 なお、シャンプーとリンスの差入れがあった場合、使用を認めている。
113	名古屋少鑑	R3. 3. 16	体を洗う石けんは、固形石けんだけでなくボディシャンプーも使えるように検討いただきたい。	予算状況を考慮した上で、今後、ボディシャンプーの導入も検討したい。
114	名古屋少鑑	R3. 3. 16	入浴後に保湿するための化粧水を設置することを検討いただきたい。	化粧水は、在所者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令（平成27年矯少訓第17号大臣訓令）において、在所者に支給・貸与できる物品として認められないため、当所限りで対応するのは困難である。なお、自弁による購入や差入れは認めている。
115	名古屋少鑑	R3. 3. 16	現行の夕食開始時間が午後4時30分からであるが、30分から1時間程度繰り下げることを引き続き検討いただき、早急な対応が困難な場合には、同7時からの娯楽時間に、希望者には補食を配布する対応が1年を通してできるようにすることを引き続き検討いただきたい。	契約業者の都合上、調理時間や納品時間を遅らせることはできないため、夕食の喫食時間を現状よりも繰り下げることは困難である。また、矯正施設被収容者食料給与規程（平成7年法務省矯医訓第659号大臣訓令）によって在所者の摂取カロリーが定められているため、補食の対応は困難である。
116	名古屋少鑑	R3. 3. 16	食事のおかずと汁物について、温かいものを提供できるよう引き続き検討いただきたい。	在所者に給与している弁当給食については、契約書等にも温食給与に関する規定を設けるなどし、施設としてもその実現に尽力しているほか、審判で帰庁が遅れ、食事時間が遅くなる場合などは、各教官室に整備されている温蔵庫内におかずや汁物を入れて置き、できる限り温かい状態で在所者に給与するよう努めている。
117	名古屋少鑑	R3. 3. 16	朝食のおかずは、消化が良く食べやすいメニューにするよう配慮されたい。	契約業者の都合上、在所者の給食メニューは業者により決められているところ、御要望の趣旨は、適宜の機会をとらえて業者に伝えるようにしたい。
118	名古屋少鑑	R3. 3. 16	御飯のお代わりができるように検討いただきたい。	在所者一人当たりの主食の熱量は、矯正施設被収容者食料給与規程（平成7年法務省矯医訓第659号大臣訓令）によって定められており、健康管理上適正な摂取量で対応している。 なお、身長が高い者に対する主食量の変更などの対応は現状においても実施している。
119	名古屋少鑑	R3. 3. 16	みそ汁に必ず具を入れるよう配慮されたい。	契約業者との契約上、在所者の給食メニューについて、みそ汁には2種以上の具を入れることとしている。ただし、個別の容器内の具の多寡が目立つようであれば、業者に申入れをすることとする。
120	名古屋少鑑	R3. 3. 16	購入できるおやつの種類を増やすよう検討いただきたい。	在所者が自弁で購入できるおやつは、契約業者の都合も勘案しながら菓子及び飲料としてそれぞれ3種類ずつ品目を定めており、現状において支障がないものと思料する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
121	名古屋少鑑	R3. 3. 16	親族との面会時間については、初回だけでも30分は確保されるように検討いただきたい。	親族を含め、基本的に面会時間は30分を確保している。ただし、面会の申出が重なった場合は、面会室及び配置職員の数に限られていることから、各面会者の待ち時間の状況も考慮し、在所者一人当たりの面会時間を若干短縮せざるを得ない場合も有り得る。
122	名古屋少鑑	R3. 3. 16	必要な場合には土曜日や日曜日にも面会ができるよう検討いただきたい。	休日の面会については、付添人や弁護人を除き、施設の管理運営上の問題から原則として実施していないが、個別具体的な事情により、特に必要と認められる場合は面会を許可する場合もある。
123	名古屋少鑑	R3. 3. 16	在所者から1日に発信できる手紙の上限を2通から5通くらいまで増やすよう検討いただきたい。	事務処理の都合等、施設の管理運営上、特段の理由が認められない限り、在所者一人当たり一日につき2通までとしている。
124	名古屋少鑑	R3. 3. 16	冬季に廊下の暖気が在所者の居室内に入っていくよう対策を取られたい。	試行的に単独室の居室上部の通気口2箇所に換気用扇風機を設置したところ、その効果が一定程度検証されたことを踏まえ、今後、廊下の暖気を取り入れるための同機器の整備を順次図っていく予定である。
125	名古屋少鑑	R3. 3. 16	冬季に居室内の窓から隙間風が入ってきて居室内を冷やすことのないよう対処されたい。	冬季は、暖房機器やエアコンを稼働させるなど、居室内の温度状況を踏まえつつ、在所者に身体的負担が掛からないよう温度調整に配慮している。その上で、居室内の窓の更新など、施設設備に関する事項については、予算の都合も考慮し、整備に要する費用などを検討した上で、必要があれば上級官庁に要望することとしたい。
126	名古屋少鑑	R3. 3. 16	就寝時の部屋の電灯をもっと暗くするよう検討いただきたい。	在所者の就寝時間帯の居室の照明は、保安上の目的及び在所者の健康状態を把握する必要があるため、一定の明るさを確保する必要があり、現在の照度を落とすことは困難である。
127	名古屋少鑑	R3. 3. 16	新たな書籍を購入する機会には、購入書籍の中に、生きづらさや自分ではどうしようもない悩みを抱える子どもが勇気付けられる内容の書籍や心理学の書籍を追加することを検討いただきたい。	備付書籍の購入については、毎年度、予算事情を勘案した上で、インターネット検索や職員アンケートなどを参考にし、書籍の選定を行っており、今後も在所者のニーズに応じて、豊富な種類の読みやすい書籍をそろえるよう配慮していく。
128	名古屋少鑑	R3. 3. 16	土日に漫画本を借りられるよう検討いただきたい。	少年鑑別所の日課運営や在所者のニーズなどを踏まえ、今後検討したい。
129	名古屋少鑑	R3. 3. 16	テレビの視聴番組について、在所者各自が選局できるよう検討いただきたい。	令和3年3月17日に自主放送システムの改修工事が行われ、同日以降、在所者が居室内で視聴するテレビ番組は各自で選局できるようになっている。
130	名古屋少鑑	R3. 3. 16	土日も戸外運動ができるよう検討いただきたい。	保安上及び施設の管理運営上、職員配置の少ない土・日曜日に戸外運動を実施することは困難である。
131	名古屋少鑑	R3. 3. 16	戸外運動について在所者らの希望を聞くよう検討いただきたい。	戸外運動は集団で行う場合もあることから、個々の要望に全て応えることはできないが、退所時アンケートの内容も確認しながら、随時、種目選定を行っていききたい。
132	名古屋少鑑	R3. 3. 16	特に女子在所者のテストの立会には必ず女性職員を配置するなど配慮されたい。	女性職員の人員配置上、全てにおいてそのように対応することは困難であるが、できる限り女性職員を配置できるよう配慮したい。
133	名古屋少鑑	R3. 3. 16	在所者が希望したときには、職員から勉強を教えてもらえる時間を作るよう検討いただきたい。	職員の配置上、全て対応することは困難であるが、在所者の健全な育成のための支援の一環として、希望する在所者に対しては学習機会を付与しているところ、在所者のニーズに応じて、今後も職員によるそうした機会を確保できるよう配慮したい。
134	名古屋少鑑	R3. 3. 16	入所時身体検査において、陰部を職員に見せるよう強要するような検査方法を改め、在所者の羞恥心に配慮した別の方法に変更するよう検討いただきたい。	入所時身体検査においては、現在もカーテン等で周囲からのぞかれぬよう遮蔽した上で、職員と在所者が一対一で対応するなど、在所者の羞恥心などに最大限配慮しながら実施している。入所時は、特に居室内への不正物品の持ち込みに留意する必要があるところ、今後も適正に検査を実施したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
135	名古屋少鑑	R3. 3. 16	勾留中の未決在所者に限り、同在所者の権利保障（憲法第31条等）の観点から、在所者から弁護人との接見希望があった際は、名古屋少年鑑別所から電話で弁護士事務所へ通知する対応ができるよう検討いただきたい。	施設から弁護人に対する連絡については通達等に定めがないことから行っておらず、在所者本人から弁護人へ連絡することになっているところ、その連絡方法としては、省令において想定された電報による通知を行うこととなっている。今後も在所者本人から弁護人への連絡に疎漏がないよう施設として十分に留意することとしたい。
136	名古屋少鑑	R3. 3. 16	福井少年鑑別支所及び富山少年鑑別支所について、各支所における視察委員の活動を十全ならしめるため、選任される視察委員を各支所複数名としていただくよう引き続き検討いただきたい。	福井少年鑑別支所及び富山少年鑑別支所の視察委員をそれぞれ複数名にすることについては、施設限りでは対応できないので、引き続き、上級官庁に意見具申を行っていく。
137	名古屋少鑑	R3. 3. 16	視察委員会の開催について、現在、名古屋少年鑑別所、福井少年鑑別支所及び富山少年鑑別支所間においては、テレビ会議システムを用いて実施しているところ、今後もこれが継続するのであれば、各々会場からの発言が他会場からストレスなく聞き取れるよう、十分な機能を有する適切な機器を設置することを検討いただきたい。	令和2年度の視察委員会を開催するに当たっては、テレビ遠隔通信システムを使用する際、マイクやスピーカーなどの音響機器を設置して対応したが、引き続き、出席委員の聞き取りに支障が生ずることのないよう適切に対応する。
138	名古屋少鑑	R3. 3. 16	支所であっても、視察委員会を各施設独自で開くことができるよう改善を検討いただきたい。	現行制度上、視察委員会は本所である名古屋少年鑑別所に設置されているため、支所が独自に開催することは困難である。
139	名古屋少鑑	R3. 3. 16	年5回の視察委員会開催のほか、意見・提案書の内容及び在所者との面接内容次第では、同会委員長の判断により、臨時会議を開催すること及び臨時会議開催に係る予算措置について臨機の対応を取らねたい。	現状では、5回を上回る会議に係る予算措置はなされていない。これについては、施設限りでは対応できないので、頂いた御意見について上級官庁に報告する。
140	津少鑑	R3. 3. 4	意見・提案箱投書促進のため、新様式の「意見・提案書」の導入を要望する。	様式については、通達で定められているため、当所限りで変更することはできないが、面接希望者に対し、提案された新様式に事前に記入させて面接のツールとして活用いただくなどの協力を行う予定である。
141	大津少鑑	R3. 3. 31	新型コロナウイルス感染症対策のため中止となっているヨガ指導について、感染防止の措置を講じた上で実施を検討されたい。	近畿圏内の新型コロナウイルスの流行状況を見る限り、当所においても感染防止のために、細心の注意を払わざるを得ない状況にあり、マスクを着用しない状態でのヨガの実施は当面見合わせたい。
142	大津少鑑	R3. 3. 31	新型コロナウイルス感染症対策として、在所者が使用する石けんや水道を非接触型のものに改善されたい。	ほとんどの在所者が入所から退所まで単独室にて生活している現状から、直ちに石けんを非接触型のものに変えることは考えていない。また、水道を非接触型のものにするには相当の予算が必要であり、当所限りで対応することは困難であるため、頂いた御要望については上級官庁に伝達したい。
143	大津少鑑	R3. 3. 31	令和4年4月に予定されている滋賀刑務所組織改編後も、現在の共同炊飯体制を維持し、在所者に温かい食事が提供されるようにされたい。	滋賀刑務所が組織改編により刑務所の機能が停止された場合に、現在の共同炊飯体制を維持することについては、当所限りで対応することは困難であるため、頂いた御要望については上級官庁に伝達したい。
144	大津少鑑	R3. 3. 31	在所者の更生及び健全育成を一層充実させるため、職員の増員を求めたい。	職員増員を当所限りで対応することは困難であるため、頂いた御要望については上級官庁に伝達したい。
145	京都少鑑	R3. 3. 22	入所者に対してPCR検査を実施するなど、新型コロナウイルス感染症のまん延やクラスターの発生に対して効果的な対策を行われたい。	事前に関係機関から情報収集を行っている。必要に応じ、検査等の実施も行う準備をしている。
146	京都少鑑	R3. 3. 22	新型コロナウイルス感染症対策に関する設備は、施設の実態や運用に適合した利用者に配慮したものとなるよう工夫されたい。	赤外線サーモグラフィカメラについては、利用者に不快感を抱かせないよう説明を記載した。据置型消毒噴霧装置については、より一層有効活用できるよう、引き続き検討していく。
147	京都少鑑	R3. 3. 22	庁舎・寮棟の老朽化が著しいことから、抜本的な施設・設備上の改善を行われたい。	当所の施設・設備の実情について引き続き上級官庁へ働き掛け、施設整備の充実化について要求していきたい。
148	京都少鑑	R3. 3. 22	在所者の居室、共用部分等に冷暖房設備を設置されたい。	高圧受電設備の更新を含めた冷暖房設備の整備について、引き続き上級官庁に要求していきたい。
149	京都少鑑	R3. 3. 22	在所者の居室に時計を設置するなどして、時間が確認できるようにされたい。	頂いた御意見を踏まえ、居室内から見える廊下に時計を設置した。
150	京都少鑑	R3. 3. 22	冬季の入浴回数を、週2回ではなく、3回にされたい。	光熱水料の予算上の制約もあることから、現状の運用としたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
151	京都少鑑	R3. 3. 22	夕食の開始時刻が午後４時３０分と早いため、夕食開始時刻を社会一般的な時間帯にされたい。	食中毒の発生防止の手立てを含め、実施可能であるか、検討したい。
152	京都少鑑	R3. 3. 22	地域援助業務の増加に際し、職員の負担が過大とにならないよう適切に配慮されたい。	これまでの対応に加え、少年鑑別所の専門性を生かした地域援助業務に特に注力するなど更なる工夫を続けるとともに、全庁的な取組とすることで一部職員に負担が掛からないよう配慮したい。
153	大阪少鑑	R3. 3. 4	意見・提案書の書式について、法務省矯正局に対して、面接希望の有無の欄及び面接を希望する場合には氏名を記入する欄を設けるよう強く働き掛けていただきたい。	視察委員会から書式の変更について強い御希望があったことは上級官庁に伝達したい。
154	大阪少鑑	R3. 3. 4	土日祝日の保護者等との面会について、少なくとも月１回、予約制とするなどの制限を設けた上で実施されたい。	御意見頂いた方法について、在所者全員に行うことは、職員の人員が限られているため困難であるが、必要と認めるときは、個別に判断することとしたい。
155	大阪少鑑	R3. 3. 4	面会時間を３０分確保することを含め、保護者等との面会を特に制限してはしないとのことであるが、外部交通権の保障を拡充するため、収容状況や面会の混雑状況に応じて面会時間を延長して保護者等との面会ができるように努められたい。	面会時間については、一律に３０分で面会を終了させているわけではなく、ある程度幅を持たせて終了としているところ、引き続き、面会予約の状況等に応じて個別に対応したい。
156	大阪少鑑	R3. 3. 4	食事に温かい汁物を追加することを求める意見について、汁物の追加は給食業者にとって負担が大きく、入札に参加する業者の確保に苦慮している現状を踏まえれば、仕様書に汁物の給与を盛り込まない等の仕様の緩和により、応札業者の確保に努めている（令和元年度回答）とのことであるが、我が国には古くから「一汁三菜」という言葉があるように、食事の質において汁物は必須とされてきたことから、少なくとも冬季の夕食には温かい汁物を追加していただきたい。	令和２年度においても、仕様書に規定する栄養価を満たすことなど給食業者の選定には苦慮しており、現状では汁物の給与については困難な状況であるが、頂いた御希望の趣旨を踏まえ、今後も給食の質の向上に努めていきたい。
157	大阪少鑑	R3. 3. 4	夏季の暑さ及び冬季の寒さを訴える在所者への対応として、「引き続き、定期的に居室内の温度測定を行い、更に適切な配室を行うとともに、防寒具の適切な貸与や必要に応じた冷暖房器の運転延長などを行い、適切な生活環境が維持できるよう努めてまいりたい。」（平成３０年度回答）との回答であったが、定期的に居室内の温度測定が行われていないようであるため、少なくとも夏季及び冬季に居室内の温度測定を行うこと並びに視察委員会に報告することを含めて、適切な対応を徹底していただきたい。	頂いた御意見を踏まえ、内規を定め、夏季及び冬季には定期的に居室内の温度を測定するようになったところであり、今後は必要に応じ視察委員会に報告するなど適切に対応したい。
158	大阪少鑑	R3. 3. 4	在所者の弁護人に対する接見依頼連絡について、「警察庁、検察庁は、弁護人への電話での取次ぎについての通達があると聞き及んでいるが、矯正施設については、そのような通達はなく、本人が手紙や電報で連絡することになっており、そのために、所持金がない場合の手立ても講じている。」（令和元年度回答）との回答であったが、接見交通権の保障の観点から、法務省矯正局と協議の上、少なくとも勾留期間中は、電話で取り次ぎ連絡することができるようにされたい。	令和元年度も同様の御意見を頂いたことについて上級官庁に伝達したところであるが、令和２年度も改めて頂いた御意見について伝達することとしたい。
159	大阪少鑑	R3. 3. 4	職員の超過勤務について、自己申告のみによるのではなく、管理責任者が現認することにより確認するか、客観的な記録を基礎として確認するか、いずれかの方法により適正に記録するような仕組みを整備されたい（厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成２９年１月２０日策定）」参照）。	超過勤務の管理等については適正に行っているところであるが、更に改善できる部分がないか検討するとともに、職員に対しても誤解を与えないよう説明を行いたい。
160	大阪少鑑	R3. 3. 4	新型コロナウイルス感染症予防のためのワクチン接種が開始される見通しとなっているが、職員に対して、接種を事実上強制することがないよう配慮されたい。	ワクチン接種は強制するものではないが、頂いた御意見については上級官庁にも報告したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
161	大阪少鑑	R3. 3. 4	視察委員会開催回数を6回とされたい。 令和2年度における視察委員会の開催回数は5回であったが、意見・提案箱投かんの増加、面接希望者への面接実施、意見・提案書の検討等により6回の開催は必要と考えられる。	令和2年度においても年5回分の視察委員会開催の予算措置が講じられており、今後も予算措置の範囲内での開催を予定しているところであるが、頂いた御要望については上級官庁に報告したい。
162	大阪少鑑	R3. 3. 4	令和3年度視察委員会についても、各開催日に際し、施設の現況・発生した職員・処遇関係の現況・月間行事予定（視察委員が出席可能な行事を含む。）などの資料提供と説明をされたい。 令和2年度視察委員会に当たっては、各開催日に施設現況・職員及び処遇関係で生じた事案の説明を受けた（平成29年度から実施）。視察委員会としては、施設の運営や在所者の状況についての理解を深めることができる有益なものであったので、次年度以降も引き続き情報提供を続けられたい。	頂いた御意見を踏まえ、令和3年度においても引き続き視察委員会の開催の都度、積極的な情報提供に努めたい。
163	神戸少鑑	R3. 3. 31	在所者からの意見・提案書の提出が少ないため、同制度について、入所時に職員から説明していただきたい。	視察委員会に対する意見・提案書の提出については、「生活のしおり」に記載しているほか、入所時にも説明しているところ、今後も引き続き周知に努めたい。
164	奈良少鑑	R3. 2. 3	男子在所者から聴取した意見の中で、トイレ使用に際して外部から見えないようにしてほしいという希望があった。保安上の理由から、トイレ使用中も在所者の姿が全く見えないようにすることはできないことは理解しているものの、男子居室内においても、女子居室内と同様、つい立てではなくカーテンを設置し、男女間の差をなくすべきである。	単独室の洗面所及びトイレは着替えスペースを兼ねており、女子在所者の場合は着替えの際に全身を隠せるようにカーテンを設置している。保安上の理由から在所者の行動が観察できない状況は最小限にとどめる必要があることを考慮して、男子単独室のトイレは現状のままとするが、個別の事情に応じて、外部から視察可能な窓付きの個室トイレが設置されている共同室を使用することを検討したい。
165	奈良少鑑	R3. 2. 3	在所者から、「就寝時の照明が明るすぎて、深い眠りにつくことができない。」「何度も目が覚める。」との意見が聞かれた。「健康づくりのための睡眠指針2014」における「睡眠12箇条」には「睡眠による休養感は、こころの健康に重要」や「良い睡眠のためには、環境づくりも重要」などと記載されており、十分な睡眠をとることは、健全な心身の成長に必要な要素であることから、睡眠の質の低下を招かないよう、就寝時の照明の明るさを調整されたい。少なくとも、職員が巡回するとき以外は、少し照度を下げるなど工夫することを検討されたい。	居室内の照明は、保安上の理由や、在所者の健康状態を把握する必要があることから、就寝時においても一定の明るさを確保しなければならず、現在の照度を変更することは困難である。 巡回時のみ照度を上げることについても、在所者に巡回時間を知らせることとなり、保安上の問題がある上、医療上の理由等でカメラ付居室を使用している場合は、巡回時以外でも常に一定の照度を保つ必要があることから、対応は困難である。
166	奈良少鑑	R3. 2. 3	出入口での検温や手指の消毒、来所者との面会スペースや面談室へのビニールシート設置等、新型コロナウイルスへの感染対策が認められる一方、在所者から、「入所以降マスクを取り替えていない。」「職員と卓球をする際は、マスクをはずしている。」との意見が聞かれたことから、新型コロナウイルスへの対応について、より万全で徹底したウイルス対策を極力実施すべきである。人と触れ合う機会が少ない環境ではあっても、マスクの着用及び交換は、感染防止対策の基本である。また、運動の時間の際にマスクを着用しないことは、感染リスクを伴うものである。したがって、在所者に対しては日々新しいマスクを支給し、着用させることを要望する。	当所では、マスクの着用を始めとして検温、消毒、換気、「3密」の回避等、各種の感染防止対策を実施しており、引き続き、対策を徹底していきたい。 なお、マスクが全国的に不足していた時期にマスクの交換が遅れる場合があったが、現在は、毎日新しいマスクを支給している。また、居室内でも職員と会話する場合にはマスクを着用させているほか、運動時も「3密」を避けた上で、呼吸が苦しくならない範囲でマスクの着用を指導している。
167	奈良少鑑	R3. 2. 3	面会の時間経過を知らせるために、アラーム音を使用することは避けるべきである。理由は、面会の際の30分が経過したことを知らせるアラームについては、これまでも意見してきたところであり、その意図は30分以上の時間を確保するためである旨の説明を受けた。また、在所者にアラーム音が終了を告げるものではないことを伝えているようであるが、なかなかその意図が伝わっていない。面会者も含めて、アラーム音を聞くこと自体が心理的な圧迫を感じる要因とも考えられる。本年度も、在	アラーム音は鳴らさず、職員からの声掛けで時間の目安を知らせるようにしたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			所者から意見を聴取した中で、「30分でタイマーが鳴るので、終了時間と思った。」との意見が聞かれたことから、アラーム音による時間の案内は避けてもらいたい。	
168	奈良少鑑	R3. 2. 3	在所者に対し職員の対応について意見聴取したところ、令和2年度も一様に「優しい。」「何かあれば相談できる雰囲気である。」との回答があったことから、今後も引き続き、在所者の理解者として、在所者の自主性を尊重しつつ、学習支援や情操のかん養に努めるとともに、人権が尊重されるような環境作りを積極的に行っていただきたい。	頂いた御意見を励みに、今後も丁寧な対応を継続していく。
169	和歌山少鑑	R3. 3. 18	新型コロナウイルス感染症対策について、感染防止に万全を期するとの観点から、関係機関と連携の上、全ての入所予定者に対し、入所前にPCR検査を実施することの可否を検討されたい。	関係機関から、事前情報として入所予定者の体調を提供していただいております。新型コロナウイルスが疑われる場合は入所の時期等を調整することになっているため、入所前に全件PCR検査を実施することについては検討していない。 当所としては、頂いた御意見を踏まえ、関係機関にも改めて実施の可否を検討願いたい旨申し入れた。
170	和歌山少鑑	R3. 3. 18	夏季のシャワー使用について、在所者の希望により、温水を使用できるようにするとともに、清潔保持の観点から、シャンプーやボディソープの貸与・使用も認めることを検討されたい。	夏季のシャワー使用は、週3回の入浴に加えて実施しているもので、専ら夏場の熱中症予防として体温を下げる目的で実施する、入浴とは異なるものがある。ただし、在所者の希望があれば温水を使用できるよう、改善を図りたい。 なお、シャンプーやボディソープを使用した入浴の回数を増やすことについては、予算事情や職員の配置上の問題等を考慮すると、直ちに対応することは困難である。
171	和歌山少鑑	R3. 3. 18	テレビ視聴時のチャンネル選択について、2時間同一のチャンネルを視聴するのではなく、途中でチャンネルを選択できるよう運用を検討されたい。	テレビ視聴時のチャンネル選択については、個々の在所者に説明し、既に実施しているところ、「生活のしおり」等による周知がなされておらず、徹底されていなかったため、「生活のしおり」を見直すなどして改善を図りたい。
172	和歌山少鑑	R3. 3. 18	小規模少年鑑別所の支所化については、抑制的に臨んでいただくとともに、支所化の検討に当たっては、支所化後の実質的な視察の運用について、視察委員会とも十分に協議され、意見が述べられるよう要望する。	組織再編等に関する御意見であり、当所限りで対応することは困難であるため、頂いた御要望は上級官庁に伝達する。
173	松江少鑑	R3. 3. 19	食事の量が物足りない、おかずが口に合わないとの意見が多いことから、提供する食事の充実を検討されたい。	法令に基づいて適正な量を給与し、味については、法令で定める栄養量に基づき、少年に給与することを前提に、提供業者に工夫をお願いしている。食事量やバリエーションの充実のために、出所時アンケートの食事に関する意見を参考にしながらおかずの内容の充実にも努めており、今後も継続していく。
174	松江少鑑	R3. 3. 19	在所中の閉塞感を緩和する手段として、運動の機会の確保と運動内容の充実を検討されたい。	運動の機会は、職員配置や日課進行の都合で実施困難とならないよう、調査や取調べの際には職員間で調整し、1日当たりおおむね1時間以上確保している。 運動内容の充実については、安全・保安面を考慮しつつ、指導職員の習熟のための職員研修を実施するとともに、運動用具の購入に当たっては予算事情も勘案して検討していく。
175	松江少鑑	R3. 3. 19	閉塞感を緩和させるために、余暇時間に、運動場や室外に出て外気に触れる機会や、外の景色を眺められる機会を確保することを検討されたい。	健康管理上必要な運動時間を確保しながら、規則正しい生活を実現できるよう日課運営に努めているところ、その中で、余暇時間等に、外気に触れる機会や外の景色を眺める機会を一律に確保することは困難であるが、職員配置の状況や在所者の特性、必要性等を考慮した上で、実施を検討したい。
176	松江少鑑	R3. 3. 19	図書交換の機会を1日に複数回設けること及び漫画本の貸出冊数を増やすことを検討されたい。	他の日課運営上及び職員配置の都合上、1日に複数回の図書交換を実施することは困難である。書籍に触れた経験に乏しい在所者がほとんどであることから、健全育成を目的として、良書に触れる機会を確保するよう努めているところであるが、漫画本も含め、貸出図書全般の増冊を検討したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
177	松江少鑑	R3. 3. 19	各居室へのエアコン整備を検討されたい。	居室へのエアコン整備は、予算上の制約もあり直ちに実施することは困難であるが、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
178	松江少鑑	R3. 3. 19	学習等支援制度の周知について、職員から積極的に行われたい。	在所者が粗暴行為等に及び外部講師に危害を加えるおそれはないか、在所者自身取組への意欲を有しているかなど、在所者個々の心身の状態を把握した上で、在所者に対し受講意思の確認を行っている。引き続き学習等支援制度について、生活のしおりの記載をもとに、実施する具体的な教科などを説明して周知を図り、その機会を確保するとともに、在所者の特性に応じて必要な助言等を行っていく。
179	松江少鑑	R3. 3. 19	新型コロナウイルス感染者（疑いのある場合も含む。）等への対応マニュアルを準備されたい。	新型コロナウイルス感染症への対応については、当所嘱託医師に相談の上、その都度効果的な助言・指導を得ている。すでに整備している対応マニュアルについても医師に相談しながら感染状況に即したのものとなるよう改訂していきたい。
180	松江少鑑	R3. 3. 19	職員に対するワクチン接種を優先して実施するよう対応を検討されたい。	現在矯正施設の医療従事者については、ワクチン接種について地方関係機関と協議、調整を行うよう上級官庁から指示が出ており、協議が進められているところであるが、当所は医療従事者がいないことから、対象外となっている。しかし、「高齢者施設等の従事者」のうち、矯正施設の患者が発生した場合の処遇に従事する職員については、優先接種対象者とされたため、市と調整を進めているところである。
181	松江少鑑	R3. 3. 19	視察委員会の意見に対する回答は書面で行われたい。	書面での回答を行う。
182	岡山少鑑	R3. 2. 25	在所者就寝時の睡眠環境を整えるため、照明の明度調整ができるように工夫することを要望する。	在所者の就寝時間帯の居室の照明は、保安上の目的及び在所者の健康状態を把握する必要があるため、一定の明るさを確保する必要があり、現在の照度を落とすことは困難である。
183	岡山少鑑	R3. 2. 25	明度調整を完備するまでの間、給貸与品へのアイマスクの追加を要望する。	給貸与品の品目については、訓令で定められており、当所のみでの対応は困難である。
184	岡山少鑑	R3. 2. 25	明度調整を完備するまでの間、自弁可能品へのアイマスクの追加を要望する。	自弁品の品目については、訓令で定められており、当所のみでの対応は困難である。
185	岡山少鑑	R3. 2. 25	入浴又はシャワー浴の機会を更に増やすこと（特に冬季の就寝前）を要望する。	入浴又はシャワー浴の機会を更に増やすことは、冬季の就寝前も含め、職員配置上実施は困難である。
186	岡山少鑑	R3. 2. 25	居室内へのエアコンの設置又はパーソナルクーラー、ホットカーペット等の設置を要望する。	冬季の防寒対策としては、在所者の起床後から就寝前まで各居室で電気アンカを使用できるようにしている。 なお、エアコン等の設置については、購入費用及びランニングコスト等予算上の制約や電気容量の制約もあり、直ちに実施することは困難である。
187	岡山少鑑	R3. 2. 25	図書やビデオの整備について、今後も御尽力いただくよう要望する。	引き続き図書・ビデオの整備について努力する。
188	岡山少鑑	R3. 2. 25	職員の体制上、困難なことは理解しているが、更に運動時間を確保するための工夫を要望する。	新型コロナウイルス感染症対策のため、入所から2週間以内は単独で運動を実施しているところ、職員配置や運動実施場所の制約から、在所者一人当たりの屋外での運動時間を短縮せざるを得ないことがある。 屋外での運動時間が十分確保できない場合は、居室内において別に1時間運動できる機会を設けている。
189	岡山少鑑	R3. 2. 25	意見・提案書を出しやすくするため、用紙の書式を改善することを要望する。	意見・提案書は通達において定められた様式であり、当所の判断で変更することは困難である。
190	岡山少鑑	R3. 2. 25	意見・提案箱を複数設置すること及び「生活のしおり」に意見・提案書の用紙を何枚か挟むことを要望する。	意見・提案箱については、令和2年度予算で新たに購入し、令和3年度予算でグラウンド出入口前に設置する予定である。 「生活のしおり」に意見・提案書の用紙を2枚ずつ挟むこととした。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
191	広島少鑑	R2. 8. 31	在所者の面接は視察委員会の開催に合わせて実施されるところ、全在所者の意見を聴取することができずにいることから、全在所者に対し視察委員会作成のアンケート用紙を配布し、希望する在所者が回答して意見・提案箱に投かんする運用に改めるよう要望する。	視察委員会に対する意見・提案は局長通達で規定された様式を使用することを前提としている。ただし、視察委員会の活動及び意見提案の方法について、入所時のオリエンテーションに加えて、所内放送による定期的な告知を行うこととした。また、意見・提案箱が在所者の目に留まりやすいよう装飾を施すとともに、「生活のしおり」に実際の意見・提案箱及びその設置箇所の写真、並びに「意見・提案書」の様式の見本を掲載することとした。
192	広島少鑑	R2. 8. 31	意見・提案箱の設置場所を全在所者に周知できる方策を講じることを要望する。	広島少年鑑別所については、意見・提案箱に装飾等を施して在所者の目に留まりやすくするとともに、「生活のしおり」に意見・提案箱とその設置場所の写真に掲載した。鳥取少年鑑別支所については、設置場所を在所者の目に留まりやすい場所に移動させた。
193	広島少鑑	R2. 12. 18	広島少年鑑別所について、冬季の防寒対策を講じることを要望する。	広島少年鑑別所においては、冬季の防寒対策の一環として、使い捨てカイロの自弁購入が可能となっている。また、各居室で使用させる安全な暖房器具として充電式カイロの整備などを検討している。
194	広島少鑑	R3. 3. 19	広島少年鑑別所の分所として鳥取少年鑑別支所が再編されたことに伴い、本所と支所の委員が相互にそれぞれの施設を視察する必要があることから、視察委員会を少なくとも年6回開催することを前提とした予算措置を要望する。	視察委員会の予算は、当所限りでは対応できないため、要望については上級官庁に伝達する。
195	広島少鑑	R3. 3. 19	広島少年鑑別所の分所として鳥取少年鑑別支所が再編されたことに伴い、鳥取少年鑑別支所の視察委員が1名に減員となったことについて、視察委員会活動のためには複数の委員が必要であるから、増員を要望する。 なお、視察委員が2名となった場合、うち1名は弁護士とすることを要望する。	視察委員の増員は、当所限りでは対応できないため、要望については上級官庁に伝達する。
196	広島少鑑	R3. 3. 19	広島少年鑑別所及び鳥取少年鑑別支所における実情を検証し、職員の配置や想定される緊急の事態における職員の補充などについて具体的に検討し、対応に関するマニュアルを作成するなど、施設運営に支障が生じないための対策の検討を要望する。	職員定員等については、当所限りでは対応できないため、上級官庁に伝達する。 なお、鳥取少年鑑別支所への応援については、近隣の少年施設からの応援体制が整備されているほか、鳥取刑務所からの応援職員の派遣も既に実施されている。また、令和2年度末からは、鳥取少年鑑別支所に新収容があった際に広島少年鑑別所の職員を3日間連続で派遣することを試行的に行っており、職員派遣を円滑に行うための具体的内容の検討を本所・分所間で進めている。
197	広島少鑑	R3. 3. 19	広島少年鑑別所について、冬季の防寒対策として、消灯時間頃まで暖房機を稼働させたり、居室前の廊下に暖房機を設置したりするなどの工夫を要望する。	寮の廊下に設置されている空調機器については、現状においても、気温状況に応じて就寝時間まで稼働させる対応をしているが、光熱水量の予算の範囲内で、可能な限り稼働時間延長するなどして防寒対策を講じたい。なお、各居室の前に暖房機を設置することは、ランニングコストや防火管理の面から対応困難である。
198	広島少鑑	R3. 3. 19	夕食の開始時間について、現行の午後4時30分から少しでも遅くすることを要望する。	夕食の開始時間については食中毒防止の観点と、納入業者の都合もあり、現状では対応が困難であるが、納入業者に協力を要請するなどして、夕食開始時間を遅くできるよう検討を継続する。
199	広島少鑑	R3. 3. 19	食事について、副菜についても温かい物を給与できるよう改善を要望する。また、インスタント味噌汁等を追加するなどして温かい汁物を給与するなどの改善も検討されたい。	当所の食事の副菜は弁当容器に盛り付けられており、電子レンジ等で再加熱した場合、それに適さない料理もあることから、容器ごとの再加熱ができない。また、仮に再加熱に適した料理のみを再加熱する場合、それらを弁当容器から一旦取り出して戻すということになり、職員配置上及び衛生管理上の観点から対応が困難である。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				食事については、予算の範囲で、納入業者と年間契約（朝食のみ味噌汁付き）しているが、その余剰額で、追加して汁物を給与することは困難であるため、次年度の入札において、納入業者と昼食及び夕食の汁物給与の可否協議の上、可能であれば仕様書に盛り込むこととしたい。
200	広島少鑑	R3. 3. 19	入浴の実施時間について、5分延長して20分程度にすることを要望する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常よりも一度に入浴できる在所者数を減らしていることから、実施時間の確保は容易ではないが、可能な限り職員配置を工夫して対応したい。
201	広島少鑑	R3. 3. 19	就寝時の照明について、保安上必要な措置であることは理解できるが、不眠を訴える者もいることから、希望者にはアイマスクを貸与するなどの対応の検討を要望する。	アイマスクについては、在所者の生存確認を含む健康状態等の把握の観点から使用させることは適切ではない上、使用させることができる物品として訓令で規定されていないため、対応は困難である。
202	広島少鑑	R3. 3. 19	投薬漏れや個人情報漏えいの防止に努めることを要望する。	職員研修や内規整備などの防止措置を講じており、確実に対応していきたい。
203	山口少鑑	R3. 3. 29	新型コロナウイルス感染症の地域の感染状況等に留意しながら、適切な感染症予防や対策を行うことを要望する。	新型コロナウイルス感染症対策については、職員及び在所者の感染予防や、関係機関との情報共有を中心に必要な対策を講じている。今後も地域の感染状況に留意しながら予防と対策に努めていきたい。
204	山口少鑑	R3. 3. 29	新型コロナウイルス感染症対策を理由とした面会の不適切な制限がないことを要望する。	在所者への感染予防策として面会室にアクリル板のついたてを設置するほか、面会者にマスク着用等の感染防止対策への御理解をいただき、これまでと同様に面会を実施している。今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、遮蔽板を使用するなど、更なる遮蔽措置を執ることも考えられるが、面会者に丁寧に説明し、御理解を頂いた上で、面会が実施できるように努めていきたい。
205	山口少鑑	R3. 3. 29	令和2年度に在所者の居室前廊下と男女の居室各1部屋にエアコンが設置されたが、その他の居室にも、エアコン又はエアコンの代替となるスポットクーラー等の空調設備の設置を検討されたい。	全居室に空調設備を直ちに設置することは困難であるが、予算事情等を勘案しつつ、計画的な整備を検討していきたい。また、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
206	山口少鑑	R3. 3. 29	在所者の貸与図書について、1日当たりの冊数の増加を検討されたい。	1日当たりの貸出冊数を増加することを検討していきたい。
207	山口少鑑	R3. 3. 29	在所者に貸与する書籍について、文庫本や新書判の書籍など、在所者が手にとって読みやすいものとすることを検討されたい。	今後の図書整備時に積極的に検討していきたい。
208	山口少鑑	R3. 3. 29	今後の生活備品の購入に当たっては、一般社会の日常生活に適応したものになるよう要望する。	今後の購入時に検討することとしたい。
209	山口少鑑	R3. 3. 29	就寝時間帯の照明の照度について、検討されたい。	在所者の就寝時間帯の居室の照明は、保安上及び在所者の健康状態把握の必要性から、一定の明るさを確保する必要があるが、現在の照度からの変更は考えていない。
210	山口少鑑	R3. 3. 29	就寝時間帯の照明について、他施設の実情を確認し、器具等の変更ができないか検討されたい。	今後、他施設の状況を確認しながら対応を検討したい。
211	山口少鑑	R3. 3. 29	視察委員会開催日以外の視察委員会と在所者との面接について、在所者に対する働き掛けを積極的に実施することを要望する。	入所時の視察委員会説明時に、視察委員会との面接について引き続き周知していきたい。
212	山口少鑑	R3. 3. 29	在所者に対し、意見・提案箱の存在を周知することを要望する。	入所時に視察委員会や意見・提案箱についての説明を引き続き行うことに加えて、新たな周知方法について、今後検討していきたい。
213	徳島少鑑	R3. 3. 5	夏季において、入浴日以外の曜日については、シャワー浴を実施する等の対応を検討されたい。	夏季において、入浴日以外の曜日については、運動に参加した在所者に対し、シャワー浴をさせており、引き続き、在所者に対する保健衛生上の配慮に努めたい。
214	徳島少鑑	R3. 3. 5	活字が苦手な在所者への対応として、読みやすい本の種類を増やすことや有益と思われるテレビ番組等を視聴する機会を設けることを検討されたい。	令和2年度は、絵本や振り仮名のある小説など、活字が苦手な在所者にも読みやすい図書を整備したほか、従前から自己啓発を促す視聴覚教材等を計画的に視聴させており、引き続き、図書や視聴覚教材等の更なる充実に努めたい。
215	高松少鑑	R3. 3. 24	面会時間について、在所者が希望した場合には、時間の延長等臨機応変に対応されたい。	調整等の必要がある場合の面会時間は柔軟に運用しており、今後も臨機応変に対応したい。
216	高松少鑑	R3. 3. 24	面会の立会について、必ずしも必要ではない場合は、職員無立会での面会の実施について、検討いただきたい。	少年鑑別所法第81条の規定に基づき、適正に面会を実施している。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
217	高松少鑑	R3. 3. 24	入浴回数について、適切な保健衛生上の措置を講じるため、通年週3回とすることを強く要望する。	通年で常態的に入浴回数を増やすことは、予算事情及び職員配置の事情から困難であるが、関係法令の定めに基づき、令和3年度は、予算執行状況及び気候等の状況に応じて、臨機の入浴又はシャワーの使用回数を増やすよう極力努めたい。
218	高松少鑑	R3. 3. 24	入浴時間について、保健衛生上適切な時間が確保できるよう配慮されたい。	1人当たり20分程度の入浴時間は確保しており、引き続き適切な時間確保に留意したい。
219	高松少鑑	R3. 3. 24	運動時間について、心身の充実を図るため、1時間程度の運動時間の確保を要望する。また、在所者から屋外での実施を望む意見があったことにも配慮されたい。	夏季の熱中症予防等の理由で、屋外での運動時間を短縮することもあるが、引き続き、室内運動も含め、法令に基づきおおむね1時間以上を確保していく。
220	高松少鑑	R3. 3. 24	特に下着等の洗濯について、十分な洗濯回数を確保されたい。	下着の洗濯については、従前から運動後等を実施できるようにしており、引き続き適切に対応していく。
221	高松少鑑	R3. 3. 24	図書について、在所者のニーズに合った本を取りそろえるよう配慮されたい。	令和2年度は、在所者からの意見等を基に、約200冊の本を新たに整備しており、今後も在所者のニーズに合った本の整備に努めたい。
222	高松少鑑	R3. 3. 24	食事について、在所者から「冷たい」との意見や異物混入等の意見があることから、できる限り改善されたい。	温食の提供については、可能な場合には、電子レンジで加熱するなどし、対応している。また、異物混入については、その都度業者に連絡し、原因の追及及び改善を促している
223	高松少鑑	R3. 3. 24	夕食の提供時間について、午後5時に近い時間での提供をされたい。	夕食の給与時間については、頂いた御意見を受けて、少しでも午後5時に近い時間に夕食を実施できるよう配慮しており、引き続き対応していきたい。
224	高松少鑑	R3. 3. 24	冷暖房の使用について、健康維持に影響を及ぼさないよう、在所者の意見を聴取し柔軟に対応されたい。	冷暖房使用時期は、居室内の在所者の状態に留意し、適切な温度設定になるように配慮している。
225	高松少鑑	R3. 3. 24	保護室について、在所者の安全を確保し、心身を安定させるため、設置を要望する。	引き続き、保護室の設置を上級官庁に要望したい。
226	高松少鑑	R3. 3. 24	職員の待遇について、女性職員の割合に配慮しつつ、適正な人員配置及び良好な職場環境の維持を願いたい。	女性職員増員については、上級官庁に要望し、令和3年度は1名増員して合計4名となった。職場環境については、毎年、職員にアンケートを実施するなどし、必要な措置を講じている。
227	高松少鑑	R3. 3. 24	職員の在所者への接し方について、在所者の模範となることができるよう熱意をもって接していただきたい。	在所者との適切な接し方等について、引き続き新採用職員も含め確実に指導していく。
228	高松少鑑	R3. 3. 24	地域援助業務について、虐待問題に対し、例えば児童相談所の検討会議に参加するなど専門性を生かし取り組んでいただきたい。	児童相談所からの依頼に基づき、保護者に対するカウンセリング、暴力防止ワークブックの実施等専門性を生かした地域援助を積極的に展開しており、引き続き連携・強化を図りたい。
229	高松少鑑	R3. 3. 24	地域援助業務について、虐待を受けた子どもの安全を確保しつつ、アセスメントを行うため、少年鑑別所を委託一時保護施設として、子どもを収容できるように検討いただきたい。	法務省限りで判断できるものではなく、他省庁との協議の上、法律改正等が必要なものであり、当所限りで対応することは困難であるため、頂いた御意見については上級官庁に伝達する。
230	高松少鑑	R3. 3. 24	地域援助業務について、小中学校の保護者向けの出前授業を行っていただきたい。	学校現場からの依頼は増えてきており、連携が強化されつつあることから、学校側のニーズに応じて積極的に取り組んでいきたい。
231	松山少鑑	R3. 3. 4	在所者につき1日当たりマスク1枚の配布がなされているが、今後も遺漏なく実施されたい。また、職員についても執務時の常時マスク着用、換気、手指の消毒、来訪者の体温チェック等、引き続き必要な感染防止対策を実施されたい。加えて、職員について、体調不良が認められた場合には、休暇を取得しやすい職場環境の整備に留意されたい。	在所者へのマスク配布は継続して実施していく。職員のマスク着用や手指消毒、各所の換気及び来訪者の体温確認を継続し、感染症防止対策を徹底していく。また、職員の体調不良を認められた際には、速やかに代務者を指定し、積極的に休暇取得を促していく。
232	松山少鑑	R3. 3. 4	在所者の中には、付添人への連絡方法について不安を抱く者もいることから、入所時のオリエンテーション等において、付添人に対する連絡方法について、丁寧な説明を実施されたい。	入所時のオリエンテーションを通じて、付添人への連絡方法を含めた外部交通について周知しており、今後も継続していく。
233	松山少鑑	R3. 3. 4	例年、在所者から、夜間の常夜灯の明るさ、夕食の時間の在り方、入浴時間及び運動時間に関する希望が出されているので、対応について継続的に検討されたい。 また、外部からの虫の侵入防止や冷暖房設備の充実・柔軟な運用についても、改善が進んできているが、引き続き改善されたい。	頂いた御意見を踏まえ、在所者の生活環境の改善に資するよう、引き続き施設等の改修、備品の購入、対応の変更等に努める。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
234	高知少鑑	R3.3.2	視察委員会が更に柔軟かつ十分な活動ができるよう、回数制限の撤廃を検討されたい。	視察委員会の開催回数の増加に伴う予算措置が必要となる。当所限りでは対応できないため、頂いた御要望については上級官庁に報告する。
235	高知少鑑	R3.3.2	夕食時間について、現在の設定では早すぎるため、予算措置等を含めて対応いただきたい。	夕食時間について、一般社会における生活慣習と比べて早いことは課題として認識しているが、食中毒防止や職員配置上の観点から現状を大きく変更することは困難である。
236	高知少鑑	R3.3.2	休日を含む時間外の面会への対応等、予算措置等を含めて対応いただきたい。	職員配置上の理由により、保安面を含めた業務全般に影響が大きいため、閉庁日を含む時間外の常態的な面会は困難である。特段の事情がある場合には、個別のケースを精査して慎重に対応する。
237	高知少鑑	R3.3.2	エアコンの全居室設置について検討されたい。	エアコンの全居室設置については、予算事情もあり、直ちに実施することは困難であるが、頂いた御要望については上級官庁に報告する。
238	高知少鑑	R3.3.2	休日を含め、毎日の入浴について検討されたい。	令和2年度に、冬季の入浴回数を平日週2回から3回に変更した。また、夏季についてはシャワー浴を週の平日2回行っており、これ以上の入浴回数の増加については、職員配置や予算の面から困難であるため、頂いた御要望については上級官庁に報告する。
239	高知少鑑	R3.3.2	消灯時間について、社会の実情を踏まえ、原則的な消灯時間を早くとも午後10時にしていただきたい。	消灯時間の変更については、職員配置上の事情から対応が困難である。受験を控えているなど個別の事情があれば柔軟に対応したい。
240	高知少鑑	R3.3.2	就寝時の照度について、明るくて眠れないとの意見があることから、消灯等を検討されたい。	就寝時の照度を低くすることは、保安上及び在所者の健康状態把握の必要性から困難である。
241	高知少鑑	R3.3.2	在所者に貸与する下着類について、在所者ごとに新しい物を用意していただきたい。	下着類については自弁物品の使用を認めている。自弁物品を使用しない在所者に全て一律に新しいものを用意することについて、予算事情により、直ちに対応することは困難であるが、できる範囲で対応していきたい。頂いた御要望については上級官庁に報告する。
242	高知少鑑	R3.3.2	食欲には個人差があり、カロリー消費量も必ずしも体格に比例するものではないため、食事量についてももう少し緩やかに運用することを検討されたい。	在所者に給与する主食の熱量の基準は訓令等で定められており、食欲の個人差には対応できないが、妊産婦や体位が著しく異なる者については、健康の保持上必要があると認める場合、通常と異なる内容及び熱量の食事を支給することができるため、今後も適切に対応していく。
243	高知少鑑	R3.3.2	意見・提案書の提出について、より多くの意見が寄せられるよう、引き続き協力されたい。	意見・提案書や視察委員会の意義については、在所者に対して引き続き丁寧な説明を行っていく。また、視察委員会に対する情報の提供は、少年鑑別所法をはじめとする関係法令・訓令通達に基づき、協力していく。
244	福岡少鑑	R3.3.8	小倉少年鑑別支所に、福岡少年鑑別所から独立した少年鑑別所視察委員会を設けるよう、強く求める。	視察委員会の増設については、施設限りでは対応できないので、頂いた御要望については引き続き上級官庁に伝達する。
245	福岡少鑑	R3.3.8	福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所にそれぞれ独立した視察委員会を設置することができないのであれば、視察委員を2名程度増員することを求める。また、各々の施設について、最低でも年4回、合計8回の会議を開催できる予算措置を講じるよう、強く求める。	視察委員会の増員、視察委員会の開催回数の増加及びそれらに必要な予算の増額措置については、施設限りでは対応できないので、頂いた御要望については引き続き上級官庁に伝達する。
246	福岡少鑑	R3.3.8	視察委員会の増員の有無及び会議回数いかににかかわらず、福岡少年鑑別所と小倉少年鑑別支所の幹部職員が同時に出席できるよう、オンラインでの委員会開催を認めるよう求める。	福岡少年鑑別所と小倉少年鑑別支所の幹部職員が同時に出席して視察委員会を開催できるよう、オンラインによる実施方法を具体的に検討し、調整することとしたい。
247	福岡少鑑	R3.3.8	新型コロナウイルス感染症対策として、不織布製のマスクを在所者に1日1枚支給することを求める。また、所内で勤務に当たる職員に対しても、同様の措置を執ることを求める。	在所者用のマスクについては、これまで2日に1回の頻度で交換していたところ、毎日交換するよう運用を改めることとした。 また、職員用のマスクについては、各事務室に不織布マスクを備え付け、毎日1枚を目安に使用できる運用を行っている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
248	福岡少鑑	R3. 3. 8	在所者が1日に使えるタオルを2枚から3枚に増やすことを求めるとともに、在所者が使用するタオルを吸水性に優れたものに替えることを求める。	在所者が常時所持することのできるタオルの枚数を増やすことは、保安上の理由から困難であるため、入浴場に施設が準備したタオルを備え付け、入浴時に1枚貸与できるようにし、入浴時の前後には実質的にタオルを3枚まで使用できるよう運用を変更した。吸水性に優れたタオルへの変更については、予算面の制約を勘案しつつ、購入の際の参考としたい。
249	福岡少鑑	R3. 3. 8	男子在所者にも、入浴後に髪を乾かすためのドライヤーの使用を認めることを求める。	男子在所者の入浴後のドライヤーの使用については、ドライヤーを整備の上、使用できるよう運用を変更することとしている。
250	福岡少鑑	R3. 3. 8	福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所の居室に冷暖房機器及び空気循環器（サーキュレーター）を設置することを求める。	冷暖房機器の設置及び空気循環器の設置については、施設の構造、電力供給能力、予算事情等を勘案した上で検討することとし、同時に、夏季熱中症対策及び冬季気温低下対策について工夫を図る取組を進めていきたい。
251	福岡少鑑	R3. 3. 8	福岡少年鑑別所の施設建物について、早期の建て替えを検討するよう求める。	施設の建て替えについては、施設限りでは対応できないので、頂いた御要望については上級官庁に伝達する。
252	福岡少鑑	R3. 3. 8	福岡少年鑑別所においては、在所者に温かい食事を出すことができるよう、温食器が活用されることを要望する。また、予算上の措置を講じることを含めて、温かい汁物を出すことができるようにすることを要望する。	弁当業者において、保温食器での配達を行うほか、配送後速やかに配食するなど、可能な限り温かい状態で給与することに努めているところ、今後もより一層そのような配慮がなされるよう、業者に対する要請を継続することとしたい。また、汁物の追加給与については、予算上及び職員配置上の制約を勘案しつつ、業者との調整を検討したい。
253	福岡少鑑	R3. 3. 8	在所者のために備え付けられている学習用図書として、中学生及び高校生が学習するにふさわしい全学年分の参考書や問題集を整備すべきである。また、高等学校在学中の在所者に対しては、高等学校の卒業を後押しするための学習用図書の整備を、高等学校中退者等の在所者に対しては、高等学校卒業程度認定試験受験のための学習用図書の整備を進めるべきである。 一般的な図書の整備に当たっては、自治体の図書館との連携を進めるべきである。	学習用の図書については、学習レベルに応じたものを計画的に整備しているほか、一般図書についても情報を収集し、予算の範囲内で順次更新・整備しているところであるが、頂いた御意見を踏まえ、一層の充実にも努めることとしたい。 一般的な図書の整備において自治体の図書館と連携することについては、その方法・内容を模索しながら導入の可否を検討することとしたい。
254	福岡少鑑	R3. 3. 8	新型コロナウイルス感染症問題の収束が見通せない中で、地域援助の新たな方法を講じることを求める。	電話による相談については既に多くの実績があるほか、担当職員が、オンラインを用いた心理支援の方法、留意点等に関する研修会に参加し、遠隔でも実施可能な地域支援の在り方について知識の集積を図っていることから、今後、それらを生かして現実的に対応できる方法を検討することとしたい。
255	佐賀少鑑	R3. 3. 15	在所者の入浴時における職員の立会いについて、在所者の自尊心を傷付けるおそれを最小限にするよう注意して監視されたい。	在所者の視線内戒護は保安事故を防止する上で極めて重要である。今後も在所者の人権に配慮し、羞恥心を抱かせ、自尊心を傷付けるおそれを最小限にするよう必要十分な範囲で対応する。
256	佐賀少鑑	R3. 3. 15	新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境は、日々変化するものという認識の下、今後も在所者、職員の安全配慮と施設上の保安体制の調整を怠ることがないよう努力されることを求める。	新型コロナウイルス感染症対策については、医師の指示や保健所等関係機関と協議を行い、最新の情報収集に努めながら適切に実施している。引き続き適切な取組を継続したい。
257	長崎少鑑	R2. 9. 23	在所者の弁当給食について、増量することを要望する。	「矯正施設被収容者食料給与規程」（平成7年法務省矯医訓第659号大臣訓令）に基づき支給しており、標準栄養量は満たしていることから、増量することは困難である。
258	長崎少鑑	R2. 9. 23	夕食の喫食開始時間について、現在の午後4時30分からもう少し繰り下げを要望する。	弁当給食の契約については、職員配置午後5時までに喫食させることを前提に、食中毒防止の観点から、その2時間前までに調理終了することができる業者を選定して契約し、納品してもらっている。そういった事情から、夕食時間を繰り下げことは困難である。
259	長崎少鑑	R2. 9. 23	シャワー浴時に、石けん及びシャンプーが使用できるようにすることを要望する。	当所の近年の収容状況を踏まえて検討した結果、令和3年度からシャワー浴時の石けん及びシャンプーの使用を許可することとした。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
260	長崎少鑑	R2. 9. 23	シャワー浴について、夏季だけでなく通年に増やすことを要望する。	入浴の実施は関係法令等に基づき、必要な回数を確保している。また、通年のシャワー浴については予算上困難であるので現行のままとするが、今後予算上の措置については上級官庁に具申していく。
261	長崎少鑑	R2. 9. 23	意見・提案箱の存在について、説明方法を工夫して在所者の記憶に残りやすくすることを要望する。	在所者への視察委員会に関する周知については、現在行っている入所時の告知、ポスターの掲示、生活のしおりにおける説明文の掲載に加えて、入所後約2週間が経過した時点で、再度説明を行うこととした。
262	熊本少鑑	R3. 3. 31	少数ではあるが、一部の在所者から、食事について、魚の頻度が多い、朝食の量が足りない、柔らかすぎる等の意見があったことから、可能な限りバリエーションに富んだ食事を提供するよう要望する。	頂いた御要望については、弁当納入業者に伝える。
263	熊本少鑑	R3. 3. 31	意見・提案書に「保健所で保護されている犬や猫を飼い、その犬や猫との関わり合いの中で、命の尊さ等を学ぶ機会を得てはどうか。」との意見があった。少年鑑別所で動物を飼育することの人的物的設備や公衆衛生の問題などがあることは承知しているが、何らかの方法で動物との触れ合いを実現できないか検討されたい。	在所者が、動物と触れ合う機会を設けられるか、公衆衛生及び実施時期の観点から具体的に検討を行ったところ、当所での実施には大きな困難を伴うとの結論に至った。
264	大分少鑑	R3. 3. 31	在所者によっては、朝食の食事量が少ないと感じる可能性があるため、自弁で朝食の菓子パンを追加購入できるようにされたい。	菓子パンを自弁購入品に加えることについては、その際の食事の給与をどうすべきか、契約業者が対応できるかなど検討すべき課題があるところ、現状では、契約業者から対応困難との回答を得ているため、自弁購入品を追加できないか検討を継続したい。
265	大分少鑑	R3. 3. 31	在所者がシャワーを利用する際に、直ちに温水が利用できるようにされたい。	配管距離の関係で放水後、直ちに温水を利用することは困難であるため、引き続き、職員が事前に放水しておくことにより、在所者が直ちに温水が利用できるよう努めたい。
266	大分少鑑	R3. 3. 31	男子在所者の居室内にもエアコンを配置するようにされたい。	電気容量など電機整備の構造上の問題や予算等の兼ね合いもあり、男子居室各室にエアコンを直ちに配置することは困難であるが、頂いた御要望については上級官庁に報告する。
267	宮崎少鑑	R3. 3. 29	現在、入浴は夏季冬季ともに週3回であり、夏季には入浴日以外のシャワーが実施されているものの、冬季には実施されていないため、冬季にも入浴日以外のシャワーの実施を要望する。	当所においては、現状においても、関係法令に定められている必要回数以上を確保しており、冬季における入浴日以外のシャワーを実施することは、予算上や職員配置等の制約により困難である。
268	鹿児島少鑑	R3. 3. 16	在所者に対して視察委員会制度の周知徹底を図るために努力していることは承知しているが、令和2年度の在所者からの意見・提案書が0件であったため、今一度件数を上げるよう努力することを要望する。	入所時オリエンテーションや「生活のしおり」で視察委員会制度について説明していることに加え、視察委員会が開催される数日前から当日の朝までは、特に重点的に放送による告知と併せて個別に説明や確認を実施しているが、これまで以上に丁寧な説明を行い、引き続き周知をしていくこととする。
269	那覇少鑑	R2. 7. 15	在所者から弁当給食について、量が少ない、野菜が軟らかい、味が薄い等の意見があるので、対応について検討されたい。	「矯正施設被収容者食料給与規程」(平成7年法務省矯医訓第659号大臣訓令)に基づき、所定の主食熱量及び主食並びに副食の標準栄養量を満たす食事の提供について業者と契約を交わし、弁当給食を実施しており、個別の嗜好等に対応することは困難である。
270	那覇少鑑	R2. 7. 15	男子在所者から入浴時にリンスを使用したいとの申出があったことから、対応について検討されたい。	現在、在所者にはリンスインシャンプーを使用させているが、在所者本人が希望すればリンスの自弁購入・差入れは可能である。
271	那覇少鑑	R2. 7. 15	令和元年度から土日等入浴できないときに体を拭くことができるようになっているが、周知されていないようであるため、更に周知の方法を検討されたい。	「生活のしおり」を改正し、拭身に関する事項を追記したほか、朝の日課放送時に告知し、周知を図った。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
272	那覇少鑑	R2. 7. 15	女子在所者の対応については、女性職員にお願いしたいという申出が女子在所者からあったため検討されたい。	女子在所者の対応について、通常は、女性職員で対応しているが、夜間・休日は、全ての場面で女性職員が対応することは困難である。
273	那覇少鑑	R2. 8. 27	在所者から入浴時に職員の視線が気になるとの申出があったことから、上半身だけ見るという対応を検討されたい。	できる限り在所者の羞恥心に配慮しているが、保安・警備上の観点から、上半身しか見ないという対応は困難である。
274	那覇少鑑	R2. 8. 27	在所者から運動時間が20分くらいだったとの申出があったことから、運動時間の確保について見直されたい。	現在、新型コロナウイルス感染症への対応として、入所後2週間は個別運動のみ実施しており、職員配置や運動実施場所の制約から、運動希望者が多い場合は、戸外30分、室内30分で運動を実施している。引き続き、法令に基づいた適切な運動時間を確保していく。
275	那覇少鑑	R2. 12. 3	在所者から赤ボールペンを貸与してほしいとの意見があったことから、貸与について検討願いたい。	法令上貸与物品として黒ボールペンのみ認められていることから、貸与することは困難である。赤ボールペンは自弁物品として購入又は差入れは可能である。
276	那覇少鑑	R2. 12. 3	在所者から弁当の米を入れている場所以外に米の糊のような膜が付いていることが3回あったとの申出があったため、改善されたい。	職員が検食時に弁当の蓋に米粒が付着している状況を確認しているが、このような申出は初めてであり、契約業者に気を付けるよう申し入れるとともに、在所者にも何かあれば直ちに職員に申し出るよう指導する。